

平成24年12月13日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	総務部税務課長	若 林	優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木	和 彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本	昌 明 君
まちづくり政策部長	中 西	昭 夫 君	町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	北	雅 夫 君	町民福祉部 健康推進課長	下 村	利 郎 君
都市整備部長	長 丸	一 平 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸	信 也 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君	都市整備部 産業振興課長	喜 多	哲 司 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田	吉 弘 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上	慎 一 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原	正 君	教育委員会 学校教育課長	北 川	真 由 美 君
総 務 部 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君	教育委員会 生涯学習課長	岩 上	涼 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	向	貴 代 治 君	事 務 局 書 記	田 中	義 勝 君
---------	---	---------	-----------	-----	-------

○議事日程（第2号）

平成24年12月13日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第63号から議案第74号まで）

日程第2

町政一般質問

6番 藤井良信

8番 北川悦子

2番 中島利美

9番 能村憲治

7番 恩道正博

11番 水口裕子

10番 清水文雄

3番 酒本昌博



午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、おはようございます。

早朝より本会議の傍聴にお越しをいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席している者は、11日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、議案第63号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から議案第74号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの12議案を一括して議題といたします。



○質疑の省略

○議長【夷藤満君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

なお、提出議案に対する質疑については、昨日までに質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から議案第74号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの12議案については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、今期定例会までに受理しました請願第15号妊婦健診とヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水

準の公費助成を国に求める意見書提出の請願については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っておりますので審査願います。



○一般質問

○議長【夷藤満君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

質問時間は1人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には、議員が質問している際は静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。

6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 皆さん、おはようございます。

議席6番、公明党、藤井良信。

平成24年第4回内灘町議会定例会におきまして一般質問を行います。一問一答方式です。

まず、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立しました。社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など子育て環境の充実を図ることを目的として、三党合意の中で、特に公明党の強い主張で法案が実現しました。

そして、この子ども・子育て3法の趣旨では、幼児期の学校教育や保育、また地域の子供、子育て支援を総合的に推進することになります。

その主な3つのポイントからは、1つ目として認定こども園制度の拡充、2つ目として認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通給付及び地域型保育給付の創設、3つ目として地域の子供、子育て支援の充実です。また、この新制度が本格的に動き出すのは、早ければ平成27年ですが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間は、保育の需要増大に対応するため新制度の

一部を先取りして保育緊急確保事業が実施されることとなります。そして、この制度の運用からは自治体が重要な役目を担い、町では柔軟な対応が求められます。国の動向を見きわめつつ、できる限り速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていく必要があるかと思っております。

また、国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されますが、その委員メンバーとしては子育て当事者や子育て支援当事者なども想定されます。そして、市町村におきましての地方版子ども・子育て会議の設置については、子ども・子育て支援法第77条の中で努力義務となっているとお聞きしているところですが、そこでお伺いします。

本町が子育てナンバーワンの町として子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、ここは地方版子ども・子育て会議の設置が望まれるところですが、町のお考えはどうでしょうか。お示してください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

今ほども質問ありました地方版子ども・子育て会議の設置についてでお答えしたいと思います。

私は、さきの提案理由の説明の中でも申し上げましたが、町長就任以来、子育て支援を最重要課題の一つと捉えまして、保護者の皆様の多様な保育ニーズに応えるために子育て支援策を積極的に展開してきたところでございます。

また、小中学校の児童生徒が安全に学べる環境を整えるために、県内でいち早く学校施設の耐震化を実現し、そして子供が心身ともに健やかに育つための環境づくりに果敢に取り組んできたところでもございます。

さらに、全ての子供が幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的といたしました内

灘町子どもの権利条例を制定するなど、ハード、ソフト両面で子育て環境ナンバーワンの町をつくるため、議員各位と町民のご理解をいただきながら各種の子供の施策を進めてまいったところでございます。

今般、議員おっしゃいましたように、国のほうで子ども・子育て関連3法が、公明党の皆さんのご尽力もあって成立をいたしたところでございます。この法律によりまして、市町村が実施主体となりまして、その地域のニーズに基づきまして、従来の関係省庁の枠組みを超えた子育て支援計画を策定をいたしまして、また給付や事業を実施することに相なったところでございます。

今後、新制度の中で新たに展開される国の施策との整合性に留意をしながら、子育て環境ナンバーワンの町を標榜して、この新制度に移行してまいりたいということでありませう。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 具体的に子ども・子育て会議を立ち上げるといふようなところまでは進んではないといふようなことになるかと思ひますけれども。

次に、今回の子ども・子育て支援法の制定によりまして、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないことになっております。事業計画は5年とのことですが、この事業計画の策定に当たっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況をしっかりと調査し把握することが求められます。そして、平成27年度からの本格施行に向けたこの事業計画を平成26年度の半ばごろまでに策定するには、平成25年度予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための予算の計上も必要になってくるわけでございます。

この点から、町ではどのようにお考えでしょうか、お示しください。

○議長【夷藤満君】 北雅夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 議員お尋ねのニーズ調査について、私のほうから。

ニーズ調査でございますが、議員ご指摘のとおり、この制度が平成27年度本格施行となると、事業計画策定に向けたニーズ調査を平成25年度に実施しなければなりません。

国の説明では、ニーズ調査について詳細な調査事項などは、議員も触れられました平成25年4月に設置する国の子ども・子育て会議の議論の上で示すということでございます。

そして、現在のところ国の指導内容は、このたびのニーズ調査に関する予算は、平成21年度に実施いたしました次世代育成支援地域行動計画後期計画時の調査費用を参考にすべきとでございます。こういったことから、町といたしましては、その指導に沿った予算計上を考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今回、3党協議の中で、子ども・子育て支援法ということで平成27年度からは約1兆円の予算を予定しておるわけでございます。ですから早目の対策をお願いしたいということで、私のほうとしては、質問を具体的に準備ということから早目の予定をお願いしたいということでございますので、平成21年度の予定に合わせるということではなく、先を見据えた取り組みをぜひともお願いしたいと、このように思うわけでございます。

また、この新制度移行に当たりまして、事業計画の策定とか関係部局の連携のもとで、恐らく膨大な準備が必要となってくるわけでございます。新たな制度への円滑な移行のためには、今ほども申し上げましたように、本町においても速やかや準備組織を立ち上げて新制度を一元的に管轄できる体制を準備する必要があるといふふうに思っているわけでございますが、こういった準備組織、この点はいかがお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 今お尋ねの新制度のための組織の設置でございますけれども、事業計画や条例の策定を初め、今後、関係部署の連携のもとで多くの施行準備事務が考えられます。また、国の説明でも、市町村においては必要な準備組織の設置に努めるようにということの指導もございました。

したがいまして、議員ご指摘の新制度への円滑な移行のためにも、現在は部署横断の組織づくり、それからプロジェクトチームの設置などの検討を既にしております。今後は国の動向を注視しながら、準備事務に遺漏のないよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 後手後手にならないようお願いしたいと思います。

それでは、利用者の中には具体的にどのような制度となるのかというような声も今ぼつぼつ寄せられてきているわけでございます。そういった意味では、25年度早目の、例えば子育てコーディネーターの人員配置による地域子育て支援サービスの情報提供とか相談窓口なども開設されるべきではないかと思うわけでございますが、この辺はどうなんでしょうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 議員ご質問の利用者への情報提供や相談体制につきましては、対外的な窓口の一本化を図り、的確な説明ができる体制づくりを考えております。その上で、ご指摘のような必要な体制の構築に向けて具体的な検討を行っていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど町長からお答え申し上げましたとおり、子育て支援に関しましては従来同様しっかりと取り組んで

まいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 次の質問に移ります。

介護保険制度の改善についてでございます。

人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの受給者の数も制度創設の12年前とは約2.2倍にふえており、介護保険を取り巻く情勢も年々変化している状況です。そして、ことし4月には介護報酬が改定され、各地域では新たな計画がスタートしたところでございます。

そこで、最近、制度上の改善について多く寄せられる現場からの声の一つといたしまして、福祉用具購入費いわゆるポータブルトイレとか入浴用椅子などの補助について、これまでの償還払いということではなく受領委任払いを選択できるように改善をしてほしいという要望が聞かれております。

そこでお伺いをいたしますけれども、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の1割分のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者へ支払われることを受領委任払い制度の導入については町ではどのようにお考えでしょうか。償還払いとの選択制を採用している自治体もだんだんふえてきていることでございます。利用者への負担軽減のためにも、ここは町でのこの制度導入を望みたいと思いますが、お答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員さんの福祉用具購入費に係る受領委任払い制度の導入についてということでありませう。

この制度につきましては、ご承知のとおり、住宅改修や福祉用具の購入の際に、利用者本人が行う保険給付費の請求や受領に関する申請手続などを事業者委任するという制度でございます。現在、本町におきましては、住宅改修に係る受領委任払い制度を平成16年の

4月から実際に導入しているところでございます。

一方、入浴用シャワーベンチなど福祉用具の購入につきましては、これまで1件当たりの購入価格が比較的低額であるということから、制度的には償還払い方式を原則としてきたところでございます。

議員ご提案のとおり、受領委任払い制度は、利用者が自己負担の1割のみを事業者に支払い、保険者である町が事業者に保険給付費分の9割を支払うということになりますので、利用者の一時的な経済的負担の軽減が図れるほか、利用者の申請に要する手間が省けるといいうメリットがあるということでございます。

このようなことから、町といたしましては、今後、事業者との協議や運用規定の整備が必要であります。ぜひ利用者の負担軽減等を考慮しまして早急に制度導入に向け検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

レアメタルなど回収リサイクルの取り組みからお伺いをします。

携帯電話やデジタルカメラなど、使用済み小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が、このたび、公明党の主導によりことしの8月に成立し、明年4月からの施行となります。

この新制度では、消費者や事業者負担や義務を課すことのこれまでのリサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進するということとなりました。

市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すことのリサイクル制度の創設と

いうことでございます。そして、この新制度導入は市町村の任意となっておりますけれども、回収業務の中心的役割を担う自治体がどれだけ多く参加できるかがこのリサイクル推進の鍵となっております。

既に関係部局では、このリサイクル法の法律趣旨及び詳しい制度内容につきましては熟知をいただいていることと思っておりますので、ここでお伺いをします。

町のさらなる循環社会への構築に向けて小型家電リサイクル法のシステム導入を、ここは望むところでございます。町のお考えはどうでしょうか。お示してください。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 小型家電についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、本年8月に、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が成立いたしました。来年4月から施行される予定となっております。この法律は、都市鉱山とも言われる小型家電に含まれるレアメタルなどの金属資源を回収するとともに、適正なリサイクルを行っていくことにより資源の有効な利用を確保するというを目的としております。

現在、河北郡市の1市2町では、広域事務組合のリサイクルセンターにおきまして収集されました燃えないごみ、この中から使用済み小型家電等を選別した上で、これを資源回収業者に売り渡しいたしました上で再資源化を図っております。当面は、ピックアップ方式と呼ばれていますが、この方式を継続して行っていく予定というふうになっております。今後は、レアメタルのリサイクルについても町民の皆様に対する広報活動を強化してまいりたいと考えています。

また今後は、小型家電の対象品目等、本制度の詳細が国から示され次第、できるだけ多

くの品目を回収できるよう、収集体制の整備につきまして財政負担面も含めまして河北郡市広域事務組合と協議してまいりたいと考えておりますのでご理解ください。よろしくお願いたします。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 河北郡市リサイクルセンターという、今現状あるということでございますけれども、今回そういう趣旨ではないんですね。

自治体が、いわゆる市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、そういう都市鉱山と言われるレアメタルなどを無駄のないように使いたまうということでございますので、難しく考えるというよりも、例えば町の駐車場のエコリサイクルステーションなんかに分別のコンテナなんか置いて、そして町民へのそういう都市鉱山の周知を図って集めていただくと。後は指定された認定業者が取りにくると、こういうことなんです。ですから余り難しく考えますとどうのこうのということになってしまいますので、そんなに費用もかからないわけでございます。

また、広報とかそういった諸費用については国の補助制度というのものもあるわけでございますので、今お聞きしたことで結構でございますが、もっと前向きに取り組んでいただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、学校のICT教育事業の継続と新年度の予算拡充についてお伺いをします。

国の学校教育における情報化推進とのことから、そのプロジェクト推進校として大根布小学校が全国の小学校10校のうちの1校に選ばれ、3年前より取り組みが実施されてきました。

まず、当初からの実証期間3年を振り返って、学校現場からのその取り組み成果としてはどのようにまとめられますか。お示ください。

○議長【夷藤満君】 長丸信也教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【長丸信也君】 藤井議員のご質問にお答えします。

平成22年度より取り組んでおります大根布小学校のフューチャースクールは、ことし実証期間の最終年を迎え、活発な研究授業や協議会が開催されております。成果報告につきましては、事業終了後に地域協議会においてまとめられることとなっております。

これまでの様子では、導入当初は機械の操作になれるのに時間がかかり、教師の習熟を図るために何度も研修を受けるなど、正規の授業以外に時間をとられる煩雑な準備が必要な状況でありました。

しかし、3年目のことしは顕著にその成果があらわれてきており、授業では学習意欲や集中力の高まりが見られるようになったこと、また、多様な機能を活用することにより児童みずからが資料作成やさまざまな表現方法に挑戦し、人前で発表する能力が身につけてきたことなどの報告を受けております。

また、教師からは、学習指導の準備が効率化し、クラス全員のノートを一元把握できるので個別指導がやりやすくなったなどのメリットが聞かれ、多くの成果が上がっていることを確認しております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 また、父兄の方々からは、子供たちが興味深く喜んで使っているという感謝の声も聞いているところでございます。

そこで、平成25年度以降もタブレットパソコンを活用したICT教育の推進ということを望むところでございますが、補助教員の配置やシステム維持管理の費用など新年度の予算計上はどのようにお考えでしょうか、お示ください。

○議長【夷藤満君】 長丸教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【長丸信也君】 藤井議員のご質問にお答えします。

国の事業仕分けによりフューチャースクール事業は来年度以降の存続は打ち切れ、総務省は今後予算計上を行わないとしております。文部科学省においても現段階での明確な予算化は難しいという方針を伝えてきております。

町では、国の補助を得ながら、来年度以降、町内の各校の高学年に順次配備をする予定をしておりましたが、このような状況の中で町において情報教育の環境整備を図ることは現段階では厳しい状況となっております。

このような状況のもと、何とか事業を進展できないか模索していたところ、これからの情報教育を見越して全国で30校程度を選定し、実証校として研究を進めたいと考えている民間事業者がいるという情報を得ることができました。内容は、1校で40台程度のタブレットパソコンを配備し研究成果を報告するというもので、事業終了後には機器が無償譲渡されます。

町といたしましては、学校間の情報格差解消が喫緊の課題であることから、向粟崎、鶴ヶ丘、西荒屋の3校での申し込みをしておりましたが、一昨日、3校とも内定の連絡を受け、今後の事業展開のはずみになるものと期待しております。これもフューチャースクール事業での実績を認められてのことと考えております。

町といたしましては、国がスタートさせた情報教育について、これまでの成果を大いにアピールしながら、引き続き粘り強く国の支援を求めていきたいと考えています。今後もできる限り費用の低減化を図りながら、町内全校でICT教育が進められるよう関係機関に働きかけを強めてまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今、3年たったということで打ち切られるというよりも、これは政権がかわってしまったものですから、当初、それと引き続き全国的なICT教育を推進していきましょと、そういった予算もつけましょとというようなことだったわけですので、政権がかわってしまったものですからこういうことになってしまっているということでございます。そこは町のICTに対する取り組み、今お聞きいたしました前向きな取り組みに感謝をしたいと、このように思っております。

次に、文化、芸術、芸能の推進について伺います。

心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すとのことから、劇場、音楽堂などの活性化に関する法律がことし6月に施行されました。

固定席数300席以上を有する劇場や音楽堂の施設は今全国で約2,000施設以上あることですが、その設置者は全体の9割以上が地方自治体となっております。ところが、これらの文化施設の稼働率は全国平均で57.9%と半分強の割合で、文化施設としての機能が十分に発揮されていないことが明らかとなっております。

施設の使い道が企画から制作までの全てを行う自主公演よりも貸館公演が中心となっていることや、実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中していること、そして地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ないことなどが取り組みへの課題として挙げられております。

そして、この法律では、劇場や音楽ホールなどを「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場」と位置づけ、自主公演に積極的な取り組みを進めるよう明記しております。個人を含めた社会全体が文化、芸術の担い手であることを国民に広く認識されるよう、国及び地方公共団体、教育機関が劇場運営者や活

動団体及び芸術家などと相互に連携協力して取り組んでいくことが記されております。

そこでお伺いしますが、この法律が示す文化、芸術振興のさらなる推進をとのことから、今後の活力ある展開について町ではどのようにお考えでしょうか。また、具体的に何か新しい計画があればお示しください。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員の文化、芸術、芸能の推進についてのお尋ねにお答えをいたします。

本年6月に施行されました劇場、音楽堂等の活性化に関する法律は、ご質問の中にもございましたが、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより多彩な実演芸術に触れる機会をつくり、無形の文化遺産である実演芸術を守り育てることなどを目的としたものでございます。この法律では、文化会館等を所有する地方公共団体に対しては、自主的、自発的に劇場、音楽堂等を積極的に活用するよう努めるということを規定されておる、そういう努力義務が課されているわけでございます。

本年度、内灘町の文化会館で行われた文化、芸術、芸能等の実演芸術の公演は、石川の太鼓や民謡まつり等13公演が行われております。そのうち自主事業としては、内灘砂丘フェスティバルを初め、小学校の演劇鑑賞や中学校のアンサンブル金沢によるスクールコンサート等、幾つかの公演を行っているところでございます。

およそ演劇とか音楽といったそういういわゆる実演芸術は、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々がともに生きるきずなを形成するなど、地域の文化を創造する上で大きな役割を果たすものでございます。そのことは、本年1月に行われた町制施行50周年記念式の折に、本町の小学生たちがみずから詩をつくり、みずからが歌った、あの感動的な町民愛唱歌での様子が如実に教え

てくれることは記憶に新しいところでございます。

内灘町は、かつて北陸の宝塚と呼ばれた粟崎遊園で、まさに今般の法律で言うところの実演芸術の花を咲かせた、そんな輝かしい光彩を放った歴史を誇る町でございます。今後、この法律が提唱するところのさらなる実演芸能の公演の拡充を図ることにつきましては、本町の持つ実演芸術の歴史も踏まえ、例えば日本芸術文化振興会等の公演助成制度、そういったものを活用するなどの方策を駆使しながら今後努力してまいりたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

文化庁では今年度、劇場・音楽堂からの創造発信事業が実施されておるという教育長からのお話でございました。また、そこでは地域住民や芸術関係者とともに、音楽、舞踊、演劇など舞台芸術の制作や教育及び人材交流を支援していくということのようでございます。

また、先月、小松市で開催されたこまつ歌舞伎未来塾の合同発表会では、能、長唄、義太夫、歌舞伎など、大人から子供たちへの口承による伝統芸能育成に深く感じてきたところでございます。

ただ、小松市ばかりが歌舞伎ではございません。内灘町においても、今ほど教育長おっしゃられましたように、粟崎遊園、少女歌劇団などを新しい形で再興していくことなど、歴史に端を発するオリジナル創作舞台なども企画し、文化、芸能の町内灘を、また新幹線開業に向けても観光発信できるような気がするわけでございます。また、これまでの小中学校における音楽活動とのコラボということも考えられます。

さらにそういったところにスポットを当て、教育長からの今ほどのお考えにもありま

したように、創作発信の取り組みに期待をしていると強く申し上げたいと思います。

次に、子供たちへの歌舞伎観劇との提案からお伺いします。

そこで、今なぜ歌舞伎なのか。今月5日に古典から現代物まで幅広い芸域で知られた18代目中村勘三郎さんが亡くなられたとの報道もあったばかりでございます。

この大衆芸能として生まれた日本の歌舞伎レベルは非常に高く、世界の演劇人からは歌舞伎の持っている芸術性が高く評価されているところでございます。世界遺産には演劇で唯一歌舞伎が登録されており、その芸術性を証明するエピソードとしては、イギリスのシェイクスピアを演じるには歌舞伎で訓練を受けた役者が最適であるとも言われております。

しかしながら、今の日本人で本格的な歌舞伎を観劇したことのある人は生涯を通じて5%にも満たないとも言われ、日本の大衆芸能の原点である歌舞伎が日本の価値ある伝統文化として広く国民に知らされていない現状があります。日本人でありながら、一生を通じて一回も歌舞伎を見ないまま人生を終えてしまうという寂しい現実があるわけでございます。

国では2001年に、公明党が中心となって芸術文化振興基本法が成立したことにより、歌舞伎が完全に自由化できたのは、その後、平成17年ごろからと聞いております。これまでの高額な家柄歌舞伎ではなく、誰でも出演でき、女性も出演できるという歌舞伎本来の姿としての歌舞伎が開放されたとのことでございます。

そこで、NPO法人日本伝統芸能振興会からは、国立俳優養成所で訓練を受け、経験を積んだ歌舞伎役者による低料金での歌舞伎鑑賞会「出前歌舞伎」の企画書が町へ提出されているところでございます。子供たちが日本の伝統文化に直接触れることで日本文化を底辺から拡大し、また、これまでの洋楽からも

ととも日本人の気質に備わっている邦楽への目覚めとのことから、グローバル時代における国際人としての情操教育過程の一環として、早い時期からの小学校での歌舞伎鑑賞会の体験は大事であると思いますが、町のお考えはどうでしょうか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 藤井議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今ほど藤井議員のご質問にもございましたけれども、日本が世界に誇る芸術文化の一つである歌舞伎というものに子供たちが触れるということは、日本人としてのアイデンティティを育む上でも、また感受性豊かな子供の豊かな感性を育む上でも大変有意義なものであると、そのように考えております。

先ほども申し上げましたけれども、現在、本町の小中学生は毎年演劇であるとかオーケストラのコンサート、そういった芸術に触れる機会をつくっております。今後も成長過程で多感な小中学生には、文化、芸術、芸能に触れる機会を継続して提供していきたいと考えておりますが、議員ご提案の歌舞伎につきましても、今後、古典芸能に触れることを目的としたさまざまな助成制度を活用いたしまして実施できないか積極的に検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 子供たちへの歌舞伎観劇について、今ほどは教育長から前向きに取り組みたいということでございます。

また、そういった歌舞伎観劇ということの、心の教育という観点から再度お伺いしたいと思います。

学校で習ったことを全て忘れ去った後、最後に残ったものが教育であるとおっしゃったのは、たしかアインシュタインの言葉であったかと思えます。同じように、日本では昔か

ら「蔵の宝より身の宝、身の宝より心の宝、第一なり」との言葉は有名でございます。

心の宝が第一であるとのことからの子供たちへの心の教育のためには、わずかの蔵の宝、つまりわずかな町の財源を惜しんではならないとの戒めの言葉であると私は感じているところでございますが。

ここで、町長、どうですか、一つお伺いしたいと思いますが、子供たちへの出前歌舞伎について、町長の思い、子供たちへの思いなんかありましたらお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の出前歌舞伎についてどうですかという話であります。子供たちがいろんな文化と触れる、芸能と触れるということはすばらしいことですので機会があればそんなこともいいのではないかということですので、ぜひ担当とも相談しながら進めていければと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 最後に、今定例会、町長からの提案理由説明での新たな課題の中からお伺いします。

ほのぼの湯の建てかえについてでございます。

その中で町長は「タウンミーティングでのご意見やこれまでの議会の皆様との議論、また利用者の皆様の声を総合的に判断し、現在地に隣接する東側で建てかえることとし、具体的な建築計画を早急に取りまとめたいと考えている」とお示しになりました。議会としても、町民福祉の充実とのことから建築計画の早急な取りまとめをこれまでの議論の中で願ってきたところでございます。

翻って、特に今回お示しになられた現在地に隣接する東側で建てかえることとするのほのぼの湯建てかえ場所議会町議会での意思決定におきましては、町の最高意思決定機関

とも言える議会への説明がなかったことや、町から議会へ理解を求める姿勢が見られないままでの意思決定であります。

この点から、どのような経緯でそうなったのか。また、議会から説明責任は問われることはないのか、町長のお考えをお示してください。

あわせて、隣接する東側とのことですが、東側のどの位置関係にあり、どれくらいのスペース、規模を想定しているのか。そのようなことも総務産業建設常任委員会へは執行部からの報告がされていないと聞いているところですが、その点、ここで明らかにしてください。

以上3つの点からお答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の提案理由の中でのほのぼの湯の建てかえについてということでご質問ありました。

ほのぼの湯の建てかえにつきましては、さきの提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、タウンミーティングでの意見やこれまで議会の皆様との議論、さらには利用者の皆様の声を総合的に判断をし、現在地に隣接する東側で建築計画を早急に取りまとめたいと、このように判断したところでございます。

現在の福祉センターの場所は観光・レクリエーションゾーンといたしまして位置づけて、民間ホテルの建設のために地区計画制度の手法を用いました開発許可の基準をクリアすべく、現在、県と協議をしているところでございます。これが今、藤井議員が質問された1点目であります。

そして2点目、議会から説明責任を問われることはないのか。町長のお考えをというところでございますので。

2点目につきましては、平成24年、ことしの9月12日の環境開発対策特別委員会におきまして、現在の東側で検討をしたいと、この

ようなことを申し上げたということでございます。

それから3番目であります、隣接する東側とのことですが、東側のどの位置に関係あり、どのくらいのスペース、規模を想定しているのかという話でありました。

現在、県と協議しているところでありますが、計画案ができましたら所管の委員会にお示しするというふうに思っています。そしてしっかりとした議論をお願いしたいと、このように思っているところでございます。

町民が集うほのぼの湯でありますので、町民福祉の面からも休館せずに、なるべく短い期間に、休館せずに利用できるよう考えまして、建築場所につきましては、白山連峰、立山連峰が眺望できるすばらしいロケーション、さらには河北潟や金沢の夜景が楽しめる現在のほのぼの湯の隣接地東側、つまり幹8号宮坂西荒屋線道路の東側で建設するのが最良ではないかと、このように考えた次第であります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 9月の環境対策特別委員会であったかと思えます。議員のほうから東側の方面も一案としてあるのではないかとというようなことであったかと思えます。そういった中で、行政としてはそれも検討したいと。今ほど町長がおっしゃられたとおりでございます。

検討したいということで、その後検討した結果どうなったのかというようなことは、やはり今ほど申し上げましたように、決定する前におきまして、意思決定する前において、議会にこういうことになりましたがどうでしょうかというような意思表示は当然あつてしるべきであります。

また、こういったことも心に残るところでございますけれども、以上の点から、今回、私の質問終わりにしたいと思えます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

先週の土曜日、町立の鶴ヶ丘保育所最後の表現会に行ってきました。夢にあふれ、楽しい表現会でありました。

生涯学習課のジェームスさんがクリスマスのお話をしてくれました。そして、子供たちにどんなプレゼントが欲しいかと尋ねました。皆さん「ゲームが欲しい」とか「リカちゃんの家が欲しい」とかいろいろな元気な声飛び交っていました。その中で、最後にジェームスさんは、ジェームスさんの欲しいプレゼントは「平和だ」というふうに言われました。

ちょうどきのう北陸中日新聞を見ていたら、「九条を選ぶ」というシリーズで書かれた記事がありました。ちょっと読まさせていただきます。

「衆議院選が終盤に差しかかる中、憲法9条の改定を公約に掲げる自民党の優勢が伝えられる。平和国家として歩んできた国の形を根本から変えてしまう問題にもかかわらず、選挙戦では大きな議論になっていない背景には、民主を含め、与野党を問わずに広がる改憲への容認論がある。事実上、9条の選択を迫られる投票日を前に、自衛隊が海外派遣されたイラク戦争の事例を踏まえ、元米兵や識者の言葉から9条の重みを再考する」という中で、元米兵のウールソンさんの言葉の中に「戦争の真実を知ったからこそ、憲法9条の価値がわかった」というようなことが載せられています。

もう少し詳しく言いますと、9年近くに及んだイラク戦争。この中で米兵の死者は4,500人、イラク人の死者は10万人以上とされています。一方、サマワには2年半で計5,500人の自衛隊員が派遣されましたけれども、戦死者はゼロ。イラク人の命を奪うこともありませ

んでした。

ところが、米国と同盟関係にある英国軍は集団的自衛権を行使する形で開戦当初からイラクへの軍事行動に参加し、200人近い犠牲者を出してきました。そのことから、日本の若者は9条に守られているということをもっと自覚したほうがよいというようなことが書かれておりました。

日本共産党はことしで90年の歴史を持ち、戦前の暗黒政治、また侵略戦争に命がけで反対してきた党でもあり、憲法9条を守り、憲法の改正に反対している党であることを述べまして、質問に入っていきたいと思えます。

まず第1に、福祉の拡大で安心・安全なまちづくりが図れないかと。4点お尋ねしたいと思えます。

11月30日、北陸中日新聞の一面に、志賀町のほうで「母娘孤立死 80歳と障害ある長女 滞納した電気停止」、こんな見出しで悲しい記事が報じられていました。54歳の長女は、体が不自由で一人では生活できなかつたとあります。母親が介護をしていたが、心臓の病気で11月18日に急死し、長女は低体温症で翌日の11月19日、死亡し、石油のファンヒーターや電気ごたつがありました。料金滞納のため電気がとまり、発見時には冬用の衣類を何枚も着込んでいたとあります。北陸電力は女性の同意を得て、11月16日、送電をストップしたとあります。

内灘町でも同じようなことが起きないように、この事件を見ているんな体制の再確認や検討をされたのではないのでしょうか。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳茂町民生活課長。

〔町民生活課長 大徳茂君 登壇〕

○町民生活課長【大徳茂君】 北川議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃいました他町でお二人の方が孤立死で亡くなっていたとの報道が新聞に大きく掲載されていたことは、議員同様、私

のほうも痛ましいことと痛感をいたしております。

最近の孤立死の事案として特徴を見ますと、高齢者のみの世帯、またあるいは障害、単身だけの世帯と、30代、40代の方が同居している世帯にもかかわらず家族全員が死に至る事案や、世帯内の生計中心者の急逝により、その援助を受けていた人も死に至る事案が多いように見受けられます。

町といたしましては、これらの孤立死事案を未然に防止するためには、適宜適切かつ早期に地域において支援が必要とする方を把握する必要がありますけれども、地域、民間、行政と一体となって取り組んでいかなければならない問題と考えております。

生活をする中でライフラインは必要なことでありますので、今後、関係機関との協議が必要と考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほど答弁いただいたように、地域と行政と民間が一体になってやっていくということがとても大切だと思います。

今言われましたように、ことし1月には、札幌で姉妹が何度も市役所に足を運んで実情を訴えたにもかかわらず生活保護申請書すら渡してもらえず、姉が病死し、その後、妹が凍死してしまうという事件や、また2月には埼玉のほうで3名の餓死事件が起き、厚生労働省のほうからも「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」という通知を出しています。また、電力会社に対しても、機械的に停止するのではなく、「福祉部局との連携等に係る協力について」の届けも出してあります。

今回のケースについて北陸電力さんは、「この通知は知っていたが、志賀町や福祉部局に報告し、連携する事案ではなかったと考えていた」と答えています。北陸電力はこの

家庭の生活実態について情報を持ち合わせていません。

電気料金の滞納が続き停止を判断するときは、行政との情報連絡が必要であるということがとても大切になってくるかと思いますが、その辺のところではいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民生活課長。

〔町民生活課長 大徳茂君 登壇〕

○町民生活課長【大徳茂君】 今のご質問なんですけれども、現在、地域福祉計画の策定委員会を行っております。その中で、構成委員といたしまして、町会代表の方や民生児童委員の方を初め、福祉関係、教育関係など各種団体の方からお願いをして構成をしております。委員の皆様は、それぞれの地域福祉の推進役として重要な役割を担っている方でありまして、地域福祉計画の目指す自助、共助を支える重要な責務にあると考えております。

特に民生児童委員におかれましては、住民の生活実態を把握して、日常生活の不安や孤独、孤立等を抱えた人たちの立場に立って、福祉的視点から相談や支援活動を行っております。地域における住民にとって、身近な調整役としてその役割は大きなものであると考えております。

この福祉計画を推進するためには、その推進に向けた体制、整備が必要であり、住民、各種団体、行政などそれぞれの分野で分担を明確にしながら、パートナーシップによる地域福祉の推進を図っていきたく思っております。

議員のおっしゃる、先ほどの孤独、孤立死に対してどのような形で組み込んでいけるのか、今後も委員の皆様と検討を重ねながら、この計画が実のあるものになるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほど、内灘町の地域福祉計画策定委員会の話がありました。私

もホームページで見させていただきました。

2回ほど開催されています。その中で、今答弁がありましたように、みんなが暮らしやすい地域を考え、助け合い、支え合う地域づくりを目指して、住民福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくって、自助、共助、公助を組み合わせた地域ぐるみの福祉推進計画というふうに記されておりました。

厚生労働省のほうも、情報を一元的に受けとめて、支援を必要ときに結びつける体制の構築の強化が大切だというふうにも通知されております。

そういう中で、福祉計画のところの議事録を見させていただきましたところ、今ほど民生委員さんのお話が出てきましたけれども、アンケートで民生委員の認知度が低いというような議事録がありました。意外に思いました。本当に生活実態を把握したり身近な調整役として、していらっしゃる、そういう中で民生委員さんの認知度が皆さんの中に姿として映っていないところも数あるのかなと。ひとり暮らしの方、高齢者の方たちの中には触れる機会が多いけれども、そのほかの人たちの中にはなかなか目に映っていないところもあるのかなと思いました。

それで、ちょっと私、民生委員について調べてみました。1948年に民生委員法が制定されて、このときはやはり貧困を防いだり、また救ったりと、現在も民生委員の重要な役割の一つに生活保護事務の執行に協力すると明確に位置づけられています。2000年には社会福祉法の改正に伴い、民生委員の地域福祉の担い手として、保護指導から相談、援助へ改正されています。

民生委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員というふうにされています。守秘義務や政治的中立も法定されています。無償で地域福祉活動を行うボランティアとし

ての性格も有しています。大変ご苦労されていると思います。

身近に相談できる住民との連携で情報を把握し支援できるように、地域福祉計画の中でもきちっと位置づけてやっていけないかというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 大徳町民生活課長。

〔町民生活課長 大徳茂君 登壇〕

○町民生活課長【大徳茂君】 議員のおっしゃいました、最初に認知度が低いということをおっしゃいましたが、決してそういうことはございません。

民生委員は、社会調査としてひとり暮らしの老人宅への慰問とかいきいきサロンの協力や、町内会の行事等に参加しましていろんな相談に応じ助言を行っております。また、地域の見守りでふだんと違った様子などを迅速にキャッチしまして関係機関へ通報し、早期発見や防止に努めたり、活動内容を全部の仕事をお話することができないほど多くの仕事を持っております。地域に密着した委員さんと私は認識をしております。

また、今年度からですけれども、全世帯にチラシを入れまして、委員さん58人いるんですけれども、その方をご紹介をしております。

多分、民生委員の認知度が低いのではなくて、民生委員に頼ることなく家庭や地域で支え合っているのではないかと私は認識をしております。決して認知度が低いわけではありませんので、ご理解をお願いいたします。

それに、次の質問の、民生委員は高齢者の方とお話するのが多いんですけれども、児童に関しても同じだと思っています。民生委員、児童委員というのは、民生委員が昭和21年にできまして、その後に児童委員が昭和22年に制定されております。民生委員が児童委員を担うという形でされておりますので、決して高齢者だけじゃなく、若いというか、子供の方のお世話もしております。

それに、その中でも主任児童委員というの

がおいでまして、それは今現在58名の中の4人がいます。その方は各学校関係……。

○議長【夷藤満君】 質問にないことを答えていいよ。質問にないことを答えていい。

○町民生活課長【大徳茂君】 はい。

以上です。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 私も民生・児童委員の方たちが本当に大変なお仕事をなさっていらっしゃるということは存じておりますし、大変だなということでご苦労されていると思っております。

しかし、議事録の中にそういうような文言がありましたので、そういう点でももう少し地域の中で孤立することがないように、何かあったら民生委員さんのところへ、また住民の方も民生委員さんのところに情報を流して一元化していくような仕組みづくりをやはり町としてもつくっていく必要があって、この福祉計画の中にもそういうようなところも重点的に入れていただけたらなというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。どうか。

○議長【夷藤満君】 大徳町民生活課長。

〔町民生活課長 大徳茂君 登壇〕

○町民生活課長【大徳茂君】 先ほども申し上げましたけれども、今現在、地域福祉計画を策定しております。その中に町会の方やら民生委員の方やら教育関係、福祉関係の方がおいでます。その中で委員の皆さんの中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも一体化できる体制づくりに向けて、こういう悲しい事故が、後になってこうすればよかったというようなことが起きないように、いろんな一本化の体制づくりをぜひして欲しいなと思っております。

次の質問に移ります。

高齢や病気等で運転が困難になってきた方が免許証を返上したときに、交通の便宜を図る上でコミュニティバスの3カ月定期券をプレゼントすることを提案したいと思います。

車を運転する者にとって、車のない生活は大変不便なものです。家族から言われても、なかなか思い切れないものがあります。町として交通安全の観点から、そっと背中を押す手だてとして3カ月定期券をプレゼントして、今後コミュニティバスを愛用していただく。本人にとっても一つのきっかけになるのではないかと思います。

他市町村にも免許証を返上した場合の優遇措置が出ています。答弁を求めたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の高齢者の免許証返納についてのご質問に答えたいと思います。

今ほど議員おっしゃったように、近年、高齢ドライバーが非常にふえているということでありまして、高齢者による交通事故の増加が、逆に言えば懸念されているところでもあります。

高齢者の運転免許証の自主返納につきましては、加齢などによりまして判断能力や身体機能の低下によりまして、今後のご自身の交通事故防止のためにみずからの意思で免許証を返納するものであり、本町といたしましても何らかの促進のための支援ができないかということを検討していたところでもございました。

例えば、運転免許証を返納することにより外出が不便になることから、今ほど議員がおっしゃいましたように、本町のコミュニティバスの利用券の交付をする。また、運転免許証は身分証明書でもあったことから、住民基本台帳カードを交付することなどの支援があるというふうに思っているところでございま

す。

今後、本町としての高齢者による運転免許証自主返納制度の実施に向けまして、具体的内容を取りまとめて高齢者の交通事故防止と交通安全意識の高揚をぜひ図っていきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも運転免許証自主返納制度を検討されて実施していただきたいと思います。

3点目として、ほのぼの湯の入浴料は障害者手帳の所持者の1級、2級の方は無料となっておりますけれども、3級以下の方たちは減額もありません。

ほのぼの湯は、皆さんご存じのように大変温まり、足の痛い方たちはよくなったと喜んでおられる声を耳にしています。毎日行きたいが往復200円のコミュニティバスの運賃も必要です。経済的にも大変だという声も耳にしています。

リハビリも兼ねて、少しでも体を楽にしてあげたいと思いませんか。手帳3級以下の方たちにも無料にしていくというような福祉の拡大はできないか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

高齢者の皆さんには、内灘町に在住する65歳以上70歳未満の方には200円の減免、そして70歳以上の方には300円の減免をしているところでございます。また、今ほどもお話ありましたように、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の保持者の方には入館料を全額免除をしてお使いいただいているところでございます。その対象者の方には、本人の確認の意味で利用証を交付しているところでもございます。

議員のおっしゃっております身体障害者1、

2級の方だけでなく3級以上の方にも免除をという、そのおっしゃったところですが、現在、町では、議会の皆様とともにほのぼの湯の建てかえについて、今ほども藤井議員さんの質疑にもございましたが、そうした建設場所や建築規模について議論をしているところですが、その検討過程の中で今後の施設利用のあり方や、議員の言われる入館料の免除範囲の拡大や減免等を含めまして前向きに検討していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも検討していただきたいと思えます。

手帳3級以下の方たちにとっても、十分に働けない方たちも多数いらっしゃいます。そういうことを見込んで、やはり利用証の拡大をぜひとも図っていただくようお願いをしたいと思えます。

4点目として、各種団体、サークル等が集える場所がなかなかありません。公民館が置いていけば使用が可能であります。飲食ができません。他市町には交流センターがあったりしています。

以前には、児童館や集える場所が欲しいというような質問をしましたところ、答弁として、保育所の民営化した跡地を考えているという答弁でした。現在耐震もされている福祉センターの2階の新館は見晴らしもよく、以前はよく忘年会、新年会で使用されてきました。コミュニティバスもとまり、条件のよいところあります。

先ほども藤井議員の質問にありましたように、ほのぼの湯がどこにできるのかということについては私は現在地でということですが、この場所も現在も貸し館されていません。新館のところは貸し館されているところでもあります。使用料がただ高いということで、半日借ると1万円は超してしまうということでもあります。

しばらくの間どうなるかということもありますが、ホールを公民館並みの使用料で貸すことはできないでしょうか。その点について答弁をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

福祉センター2階の大広間を有効利用できないかということでありました。

平成21年3月末で福祉センターにつきましては宿泊業務を廃止をいたしまして、そして新館2階の貸し館のみということになったわけでございます。平成20年度までは多くの皆さんが利用していたということですが、最近では飲食サービスができなくなったということもありまして非常に利用数が減っているということもお聞きしているところでございます。

福祉センターは、今ほどもお話がありました、先ほどのほのぼの湯の移転の関係で今その検討の協議をしているところでございますが、その話がまとまると、わずかな期間で壊さないかんという、解体しなければならないということでもありますので、ある意味では利用期間というのが短いわけですが、その期間においてもご利用される皆さんが利用しやすいように、今ほど申し上げられました料金について検討させていただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも検討していただいて少しでも有効活用できるように、内灘町として、本当に公民館以外に集えるような場所がなかなかないという点もありますので、ぜひ有効に多くの方が少しでも利用できるようにしていただきたいと思います。

次に、命を守る国民健康保険の資格証明書発行についてお尋ねしたいと思います。

石川県社会保障推進協議会が自治体キャラ

バンをしました。2012年6月12日現在の資料によりますと、国保の全加入世帯3,707世帯のうち、国保滞納世帯は572世帯、資格証明書の交付は41世帯、短期被保険者証の交付は177世帯となっております。

以前と比べまして資格証明書の交付数が多くなってきたのはなぜでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北雅夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 資格証明書の発行件数についてのお尋ねでございます。

資格証明書につきましては国民健康保険法に定められておりました、1年以上の相当の長期にわたり滞納している被保険者に対して交付しているというものでございます。平成19年度は45件、これは時期によっては違いますが、そういったデータもございしますが、ここ数年も数件ずつ減っております。交付いたしております。

なぜふえたかと。私どもではたまたまふえたという認識でございますけれども、ふえた理由といえますか、現在のこの件数の理由でございしますが、従来から国民健康保険税の滞納につきましては税務課と担当課が連携をして滞納処分に当たっておりました。差し押さえ等の処分と、それから国保に許されております資格証明書を併用しておったところとございしますが、近年は国保の加入者の税負担の公平性をより保つためにも、これまでの対応策を見直しました。その中で、短期保険証の交付や資格証明書の交付予定の予告通知などでご本人との接触の機会をより多くしたい、それを図りたいということできめ細かな納付指導をしたいということを目的に、近年はきめ細かな対応をしていると。よりきめ細かな対応をしているというために、一時的にはでございますけれどもふえているということでございまして、資格証明書につきましては、現在は35世帯でございます。

また、資格証明書の交付につきましては、その対象者のうち、おのおのの経済状況に応じて分割納付を履行されている方には短期保険証を交付しております。また、18歳以下の方についても交付対象外としております。

加えまして、甚大な災害被害に遭った方や長期にわたる病気やけがの療養中であって国保税滞納に至る特別な事情がある場合は交付対象とはいたしておりません。

このように個々の状況に応じて交付しているわけでございますし、また一旦資格証明書を交付した後においても納付相談に応じていただける場合、私どもの働きかけによりまして納付相談に応じていただけた場合は保険証を交付するという取り扱いをいたしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほどの答弁によりますと、きめ細やかな対応ということで、面談をして渡していくということである、そのご本人さんの体の状況とか生活の状況とかいろいろ勘案して発行しているということであります。

ただ、アンケートによりますと面談がなくとも交付する場所があるというところに丸がつけられておりましたが、これはどういうことでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 これは実際の対応の現場のお話になりますけれども、徴収担当者は、滞納が始まってからできるだけ早期に電話による催告や自宅を訪問するなど、昼夜にわたりまして滞納者との接触を再三にわたり試みます。そして文書による催告や電話も繰り返します。

そういったことを相当長期にわたり試みるわけでございますが、どうしても接触できずに、かつご本人から保険税の納付がないとか、

あるいは納付の意思が感じられない方、中には、再三にわたる電話や訪問にもかかわらず、意図的に納付指導に応じていただけない方が残念ながらいらっしゃいます。

こういった場合は、税の公平性の確保のためにも、これはやむを得なく、最後は毅然とした態度で資格証明書を交付せざるを得ないという判断に至るものでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほど、意図的に国保税を納めないとか税の公平性というお話もありました。

ただ、資格証明書を発行された人は受診までどうしても症状があるにもかかわらず、医療機関へ受診しないで我慢を強いられるということになります。受診されたときには症状も重症化して、入院されても長期化したり後遺症を残してしまいます。また、資格証明書を発行された人が医療機関へ受診する頻度は、一般の住民と比べますと77分の1というような調査結果も出ています。資格証明書の発行は受診権を奪うということにもなりかねないと思います。

資格証明書の発行は、私としてはやめてほしいと。やはりこれは命を守るという点からも、本当に資格証明書が送られてきますと、病院へ行きたいけれども我慢我慢ということ、病院へ来たときにはもう命も1日、2日で亡くなってしまったというような事例もあります。

そういうことを考えますと、保険料を滞納されている人は本当に医療機関の、先ほども出ていましたように、受診状況とか体調を含めてよく聞いて、相談できる状況をどうやったらつくれるかというようなところを随分努力もされているとは思いますが、今まで以上にもっといい方法はないか、資格証明書を発行しなくて内灘町の住民の命を守っていくという点からもぜひ検討していただきた

いというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 今ほどの再度のご質問でございますけれども、先ほどから申し上げているとおり、社会保障の根本である公平な税負担と給付、これは原則でございますので、私どもは、先ほどから申し上げているように、資格証明書交付に至るまで再三にわたり、相当長期にわたり接触を試みる等努力をしております。その上でどうしても公平性の確保のためには仕方がないというふうに判断した場合に限り資格証明書を交付している。また、資格証明書を一旦交付した後においても、私どもの働きかけあるいはご本人さんからの申し出によりまして保険証が必要な場合は交付いたしております。

先ほど申し上げたとおりでございますので、私どもといたしましては、国民健康保険の公平性の確保のために、それから個々の経済状況において一生懸命税を納めていただいている方々に対する責務を果たすためにも、これはいたし方ない処置だというふうに考えております。ご理解ください。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 いたし方ない責務だというご答弁でありますけれども、日本にはすばらしい皆保険という、誰もが保険に入っています。これが一つの命綱にもなっております。そういうことを考えて、自治体としては今まで以上にやはり努力をしていただきたいなというふうに思います。

最後の質問のほうに移りたいと思います。

保育所民営化に伴う雇用問題と町の保育責任と町立保育所の役割等についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今まで何度も質問してきました。10月末に保育所入所の締め切りが終わりました。まだ少しは流動的などころもあるかとは思いますが

が、保育士の数も入所者の数も大体決まってきたのではないのでしょうか。現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 25年度の入所予定数ということで解釈してよろしゅうございましょうか。

議員ご承知のとおり、来年度から町立の保育所につきましては向栗崎と北部保育所の2つの保育所になります。

現在、そこの保育所の25年度の入所申し込みの予定数といたしましては、2つを合わせて210名の方がお申し込みをいただいております。そして、来年度の職員数につきましては、正規の保育士、嘱託保育士、それからパート保育士等々を含めまして、これは人数にはございますが、正規保育士が18名、それから嘱託の保育士が5名、短時間のパート保育士が16名ということになっております。これはもちろん国の配置基準等も大きくクリアしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 保育士さんたちの声を聞きますと、「働き続けられるのかどうか」「町立保育所で働きたい」というような声も聞きますが、本当にずっと働き続けられるのかどうかというようなまだ不透明なところもあったりして、説明会は終わっているかと思いますが、きちっと働けるというような回答を得てないような話を伺っております。

9月議会的时候には、嘱託2名、パート14名が職を失うというような答弁をいただいておりますが、その後、民間の保育士の募集などを受けて受かった方等も出てきていらっしゃるかと思いますが、その辺のところの現状はどうなっているのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 嘱託、パート保育士の雇用の問題でございますけれども、去る11月22日に、嘱託職員並びにパート職員を対象に来年度の雇用につきましては説明会を開催いたしております。

現在のところ、嘱託保育士の来年度の募集はしないことやパート保育士、嘱託、パート調理員の来年度の雇用につきまして町の方針を説明いたしました。

嘱託保育士、パート保育士で民間の保育園に既に採用が内定された方、雇用継続期間満了の方、それからご本人の希望で退職の方を除き、ほとんど全員は雇用を継続できる方針であるということをお伝えしております。

ただ、パート職員の中に何人かは継続できないという方がいらっしゃいますが、その方につきましては、今後希望する方について、役場の他の部署のパート募集の情報を紹介したいという旨のご説明等をいたしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほどパート職員のお話がありましたが、この中には、給食の担当の方も同じように、内灘町の中で他の保育所以外のところでパートで働けるというようなことになるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 先ほど申し上げましたように、まずはご本人のご希望を聞くということでございますし、私どもができるのは、ご本人の希望を聞いた上で他の役場の部署でパートの募集があればその情報をお伝えし、そこの担当の皆さんで適切な判断をしていただくということでございますので、ご理解ください。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほど答弁いただきました。

ただ、先ほどの答弁でちょっと私おかしい

など思うのは、210名の入所者数というふうに答弁されましたか。2つの保育所で210名。110名ですか。

○議長【夷藤満君】 210って答えたやろう。さっき、保育所の児童。210って答えた。

北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 失礼いたしました。先ほどは、定員210名に対しまして、現在のところ143名の入所申込児童数でございます。訂正いたします。申しわけございません。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 210名に対して現在143名の希望があったということですね。それならわかります。

4月になってまた保育士の募集をかけて、応募がないから我慢しろというようなことにならないように余裕を持ってしてほしいと思うんです。

保育所生活は、三つ子の魂百までと言われるように、本当に人間の土台をつくる大切な時期でもあります。そこで正規と同じように仕事をしている嘱託の保育士が、今は3年です。3年たったら1年更新ということですが、3年になったらもう一度受験というようなことになって、契約期限があるというのはとても理解しがたいことであります。安心して働ける環境があつてこそ、かわいい子供たちともゆったりと向き合えるのではないのでしょうか。

嘱託職員は正規に、そして以前と同じく、やめざるを得ない方たちには年休をちゃんと消化できるように。今でも保育士の数はぎりぎりかと思つて大変な目に遭つていらっしゃるかと思いますが、その配慮をどうしていくかという検討と、以前民営化になったときにお願ひしましたように、離職者証は会社都合とするということはもちろん守っていただけるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 まず、年休の取得についてでございますが、これまでもそうでございますが、職員に対する適切な配慮をいたしまして、年次休暇もとりやすい環境を整えるというふうに配慮しております。

次に、離職票のお話でございますけれども、民営化の方針によりまして離職を余儀なくされた方につきましては従来同様に、離職票の申請時には「事業の縮小に伴う事業主の都合による特定理由離職者」というふうな記載をいたしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも年休も消化しやすいように、とりやすい状態をつくってほしいと思います。

そして休職の方等、まだ仕事が決まらない方にはいろんな情報を流してあげて、職につける状態をつくってほしいと思います。

最後に、計画どおり25年度までには2カ所残して全部民営化にするということで、北部保育所と向栗崎保育所は町立として2カ所だけとなりました。民営化しても町の保育には責任を持っていくと、やっていくということで答弁をされてきました。

そうした中で、今現在、向栗崎保育所なんかを見ていると、3分の2が年齢別保育になっているにもかかわらずお部屋がないと。3歳以上児のお部屋が4つしかなくて、3歳、5歳が今2グループに分けているような状態で、人数が多いために2つにしなければいけないということで、実際は5つの部屋が欲しいのに4つしかないというような事態もあります。今後もそういう事態が起きてくるかと思ひます。

内灘町は縦割り保育ということで、年長児が年少児を思いやる、お世話をする。昼間、兄弟としての役割とか、少子化の時代だから

こそ、やはり異年齢の人たちが一緒に生活をするということはとても大切なことだと思いますが、その年齢が、面倒を見なきゃならない人の数が少なくて、面倒を見られるほうが多いと。例えば、5歳児が5人で3歳児が10人いるというような事態であっても同じような縦割り保育だからというような、もう少し配慮をして縦割りをやっていくというようなところも必要かと思うんです。

今後、2つしかない町立保育所の中で、やはり町の保育に責任を持ってやっていくということであれば、理念として今後の町の保育所の役割とかそういうものをきちっと持っていらっしゃるかと思しますので、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 まず、縦割り保育と年齢別保育の件でございますが、従来から私どもは、内灘町の子供たちにとってよりよい保育環境についてはどういふものがあるのかということについて研究と検討を重ねてまいりました。

その結果、議員おっしゃったように、少子・高齢化の進展による核家族化が進みまして、異なる年齢層の触れ合いが少ない児童に適した保育方法として、異年齢との集団によって友達の輪が広がる、あるいは互いに成長を促す子供同士の問題の解決ができるというふうなメリットを考えまして縦割りを中心とした保育をいたしております。具体的には、保育室で縦割りの保育をいたしますが、午前中の一定時間につきましては年齢、時間に応じて保育室、それからホール、それから図書コーナー等を使い分けまして保育を実施しております。

縦割り保育というのは、基本的には混合保育。縦割りを中心にして、そこに軸足を置いて年齢別の保育を実施するというところでございます。その内容もやり方も毎年のように入

所児童が変わってまいります。構成員も変わってまいりますので、その保育所に応じた、実態に応じた保育をいたしておりますので、ご心配のようなことはないのかなというふうと考えております。

次に、町立保育所としての役割でございますが、民営化に関する報告書では、向粟崎保育所については、基幹保育所として現状を維持する。その中で、保育内容の向上とか子育て支援の研究、研修、人材の育成、養成、緊急時の対応など行政に課せられた役割と課題を解決する施設として機能させたい。それから北部保育所は、地理的な条件や地域性を考慮して現状維持をするということをやっております。

この方針につきましては、これからも現況のままに続け、今後はさらに内灘町全体の保育内容の維持向上を図っていくために、その基幹保育所の機能、それから町立の保育所の機能もさらに充実させていきたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 縦割り保育、年齢別保育、ちゃんと年度初めに考慮してやっているということでありましたが、実際、向粟崎では今1部屋足りないというようなことも起きていると。図書コーナーを保育室にというような案を出したりしているけれども、真夏はクーラーがなかったり暖房がうまくいかなかったりとかいうような現状もあるということでは把握していらっしゃらなかったでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 先ほども申し上げましたように、縦割りと年齢別の保育を混合的に、有機的に組み合わせることによって施設もまた有効活用をしている。おっしゃったように保育室が足りないということでは

なしに、これは国の基準による保育面積は足りておりますし、それぞれの活動内容に応じて施設を柔軟に、かつ有効活用しているというふうに理解しておりますし、現場からはご指摘のような声は上がっておりませんので、ご安心ください。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひとも1年のうち3分の2が年齢別保育であるというところも考えていただいて、きちっと年齢別の保育室があるのかどうか。基幹保育所として今後やっていくということであればその辺もきちっと把握をして、年齢別保育をやっていく職員の数はきちっとなっているのかも考えていただきたいと思います。

今後も基幹保育所として町全体の保育を担っていくという大きな役目が、今までもそうだったと思いますが、2カ所しか残っていませんので、なお大きく注目されていくかと思えます。そういう中で研修をし、よい保育園等を見ていただいて、ぜひとも子供たちによい、本当に保育生活、人間の基礎をつくることですので、十分に配慮して保育行政に当たってほしいなと思いますので、以上のことをつけ加えまして終わりたいと思います。

以上で終わります。



○休憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩



午後1時00分再開

○再開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。



○会議時間の延長

○議長【夷藤満君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議席番号2番、中島利美です。よろしくお願ひいたします。

初めに、自民党のスローガンであります「日本を、取り戻す。」この中には、本来ある日本らしさ、日本の誇りを取り戻すという意味も込められています。

私は、近年の内灘町を見ておまして、だんだんと内灘らしさが失われていくような気がしてなりません。町木であるクロマツは伐採され、道の駅から望める最高の景観の目の前には大きな建物が建ち、現在ある福祉センターの場所には民間ホテル計画も進められようとしております。

私は内灘を愛する町民の一人として、いつまでも内灘町のすばらしさ、誇りある内灘町を未来の子供たちに伝えられるよう、今回もしっかりと一般質問させていただきますので、町民の皆様にはわかりやすいご答弁をよろしくお願ひいたします。

今回は、内灘町の中で指定された土砂災害警戒区域について質問させていただきます。

平成23年3月28日に、大根布地区、西荒屋地区、室地区の崖地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。この問題については、ことしの6月議会では川口議員が、また9月議会では生田議員と中川議員がそれぞれに質問されております。

そのような経緯の中で、なぜまた私があえて質問に立ったのか。それは、地元の方々や警戒区域に隣接する当事者の方々がなぜ警戒

区域に指定されたのか、そしてこれから一体どうなるのかなどを含め、いま一つしっかりと納得されていないという現状と、これ以上町民の皆様の混乱を招かないためにもいま一度この問題を整理し、地元住民の皆さんにもご納得いただける説明と対応が必要と判断したからであります。

では、まず初めに、繰り返しになるとは思いますが、大根布地区、西荒屋地区、室地区の崖が平成23年3月28日に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されるまでの経緯についてご説明をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 私のほうから、土砂災害警戒区域に指定された経緯についてご説明いたします。

まず、この法律が制定された発端となりましたのは、平成11年6月29日に広島市、呉市を中心に集中豪雨により土砂災害発生件数325件、死者24名となる大きな土砂災害が発生いたしました。

この大災害を契機に、土砂災害の発生が予測される箇所では対策工事等のハード対策だけではなく、住民の生命、身体を守るために警戒避難措置の充実や建物の安全性の強化、開発行為の制限等、ソフト対策を展開していくことの必要性が強く認識されたわけであり、そういったことから、平成13年4月1日に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定されました。

ご質問の内灘町が指定されるまでの経緯についてご説明いたします。

石川県では、平成21年6月から10月にかけて危険箇所の基礎調査を行いました。その結果を踏まえ、県が行う地元説明会に町側も同席し、西荒屋地区では平成23年1月22日に、大根布地区では平成23年1月28日に地元説明会を開催いたしております。

説明会では、法が制定された背景や警戒区域及び特別警戒区域での取り組みや規制等について説明を行い、地権者に理解を求めたわけであり、

説明会では、「避難勧告の周知の方法は」「区域指定をするなら固定資産税等の軽減はないのか」「区域指定を行う際に土質調査を行ったのか」などの質問はありましたが、異議を唱えるような意見がなかったことから、平成23年3月3日に、町は県に対し指定についての同意を行っております。

平成23年3月28日、県において警戒区域等の指定告示が行われました。

経緯については以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 では次に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されると、その区域内の方々はどのような制限や制約を受けるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 指定されたらどういった制約を受けるかということについてご説明します。

土砂災害警戒区域では、町の地域防災計画において、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、そのほか警戒避難体制に関する事項を定めることとなっております。また、緊急時にはどのような避難を行うべきかなど、必要な情報を住民に知らせるため、これらの情報を記載した土砂災害ハザードマップを住民に配布するなど、市町村の役割が定められております。この警戒区域では、土地の所有者等に対する私権の制限はございません。

一方、土砂災害特別警戒区域におきましては、今ほど申しました警戒区域で行われる事柄に加えまして、次の4点が規制されます。

まず1点目として、住宅宅地分譲並びに社会福祉施設等の建築のための開発行為は県知

事の許可が必要となります。

2点目として、新たに居住する建物を建築する場合は、土石の移動や堆積に耐えられるような擁壁の設置、また住宅の外壁自体を強固にするなどの工事が必要であるという指導になっております。

3点目として、県知事は、危険な状態の建築物の所有者等に対して移転の勧告をすることができます。支援措置としましては、移転の際の住宅金融支援機構の融資を受けることができます。

4点目として、宅地建物取引業者は、県知事の許可を受けた後でなければ広告及び売買などの契約は行ってはならないとしております。不動産の取引に当たり、重要事項説明書を交付し説明を行うことが義務づけられております。

以上4点が特別警戒区域の4点の事項でございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 今ほど説明を伺いましたが、大変たくさんの制約や制限があり、大変難しく、一度聞いただけでは理解するのに時間がかかりそうなのは、果たして私だけでしょうか。

住民の皆さんも、それが果たしてどういうことなのか、だからどうなるのかなど具体的な理解や納得がいかないまま説明会が行われ、質問が出なかったというよりは、何を聞けばよいのかさえもわからないまま説明会が終わり、町は地元住民が同意をしたとして県との同意を交わしてしまったのではないのでしょうか。

ことしの4月に、地元の方からの申し出で総務産業建設常任委員会でも取り上げさせていただきましたが、その後も地元区長さんや地権者の方々に県のほうへ直接説明を聞きにいったとも伺っております。

その結果、この地域で新しく家を建てるた

めには大きな制約を受けることが判明いたしました。特に西荒屋地区では、地区の人口減少に歯どめをかけようと大変なご苦勞をされている中、このままの状況では金沢や他の市町村に転出される方がふえるばかりで、人口の減少はますます加速するばかりと懸念されております。

これまでの町の答弁では、急傾斜地崩壊対策工事では高さ3メートル以上にもなる巨大な擁壁工事を行うしか方法がないような答弁でしたが、地元住民はそのような対策工事は望んでいないと伺っております。できることならば警戒区域の指定を外していただきたい、自由に家が建てられるようになることを望んでおられるそうです。このことは、9月議会で生田議員も中川議員も熱心に訴えていたことと思います。

現在、具体的に町に要望として話が出てきているのは西荒屋地区だけではありませんが、今後、大根布地区や室地区でも同じような案件が出てきた場合には町はどうされるのか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今年度、西荒屋地区のほうから強い要望がありまして、事業実施に向けて、今年度、調査に着手いたしました。今後は、西荒屋区と協議をしながら、地域の実情に合った対策方法を決定していきたいと考えております。

大根布、室地区におきましても、それぞれの地区の実情を踏まえ、要望を伺い、検討していきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 9月議会の中川議員からの質問で、関係者の方々にパンフレットなどで周知徹底をとるの質問に対し、町はハザードマップなどを作成し周知徹底を図ると言われておりましたが、その後、ハザードマップの作成のほうはどのような進行状況となっ

ているでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 町民に周知のためのハザードマップの進捗状況についてお答えします。

町では、平成24年6月22日に業者のほうとハザードマップ作成についての契約を行っております。今現在、手元にございますけど、現在は粗原稿まで仕上がっておる状況でございます。

今後、細部の最終校正を行いまして、来年1月末には完成の予定となっております。仕上がり次第、大根布、西荒屋、室の関係対象地区の住民に配布を予定しております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 済みません。これも9月議会で中川議員が言われていたことなんですが、何かあってからでは大変なことになると。だからぜひよろしく頼みますというようお願いをして質問を終えられているんですが。

町としてこの崖地問題を、今ハザードマップもつくられて周知ということは準備が進められていると思うんですが、でも本当にハザードマップをつくったから安心というものではないんですよ。

実際に大根布の崖地なんかではもう30センチほどの崩落も起きているという現状を踏まえたときに、町は本当にこのハザードマップをつくったから周知は行える。けども、この先、どういうふうな考えを持ってこの崖地というものを取り組んでいくのかということ、町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 中島議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

土砂災害警戒区域内の住民の皆さん方の安心・安全を確保することが一番大事だということであることから、現在、石川県と急傾斜地崩壊対策事業実施に向けてどういった補助メニューがあるのかということを担当課のほうで協議を行っているところであります。

これまで県との協議でありましては、待ち受け擁壁工事が一般的には採択になるのでないか、こんなふうな意見を伺っているところでございまして、さきの9月議会でも、今ほども議員からおっしゃいましたように、生田議員の質問にそうお答えしているところでございます。

しかしながら、私自身の10月の西荒屋地区のタウンミーティングでも地元の方々の意見は「安心して家を建てることのできる環境にしてほしい」、さらに「緩やかな斜面にしてほしい」というような意見など、定住促進や良好な住環境を求める住民の熱い思いが非常に多くあったと私は思っております。

また、西荒屋区からの平成25年度の要望書の中にも危険区域の指定解除が一番に上げてこられるように、区民の方々の気持ちが非常にそのことに注視をしているということでもありますので、私たちは真摯に受けとめていきたいと、このように思っております。

町といたしましても、対策工事といたしましては、一般的には、先ほど言いましたように待ち受け擁壁であります。ぜひとも住民の皆さんが安心して暮らせる緩斜面工事を行えないかどうか検討を進めるところであります。

事業手法といたしましては、道路事業として幹8号宮坂西荒屋線の振替工事を行えないかどうか、また安定勾配を確保する方法として砂利採取事業で行えないかなどなど、さまざまな事業手法を駆使しての事業化へ向けて今検討をしている最中でございます。

今後は、崖の上の北部の土地利用のあり方や事業財源計画はもちろんでありますが、地元の協力や意見を伺いながら県の関係機関と協議を進めて対策事業実施に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っておるところでございます。

また、早急に取り組みたいという思いから、今定例会におきまして基礎調査業務委託費の補正予算をお願いしたところでございます。業務内容といたしましては、現況ののり面調査を行い、協議を行うための図面の作成や各種工法の検討を行って、県と協議をするための基礎調査を行うものであります。

町といたしましては、一刻も早く崖地の下にお暮らしになる住民の方々の安全を確保できるよう調査検討を行ってまいりたいと、このように思っている次第でございます。

○議長【**夷藤満君**】 中島議員。

○2番【**中島利美君**】 今ほどの崖地の対策では補正予算もお考えになっていらっしゃるということで、地元の皆様には安心・安全を最優先に町はぜひ今後も取り組んでいただきたいことを望んでおります。

また、今後ぜひ町が北部開発に対しても積極的に取り組み、白帆台地区だけではなく、宮坂、西荒屋、室地区も人口がふえ、内灘町全体がさらに発展することを私も町民の一人として願っております。

最後になりましたが、これも住民の方々からの訴えなんです、今ほども町長の答弁の中に10月のタウンミーティングのお話が出されておりましたが、情報公開、情報公開と言われていた中で、いまだにまだこの10月のタウンミーティングの様子がホームページに掲載されていないと思います。

また、この西荒屋のタウンミーティングの際に、住民の方から崖地問題の同意書のことについて質問があったと伺っております。そのときに町長は「私は判こを押していない」とおっしゃったと伺いました。しかし、判こ

そのものよりも、県に提出した書類にははっきりと「内灘町町長 八十出泰成」と明記してあります。これは、町長の名のもと同意したということに値すると私は思います。

今後も専決処分という形でいろいろな決裁が各部署で行われることと思いますが、国会での「秘書が勝手にやったことです」のような無責任な発言は慎んでいただけるよう町長には切にお願いいたしまして、私の質問は終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【**夷藤満君**】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【**八十出泰成君**】 中島議員の質問の中にありましたけれども、タウンミーティングのホームページへの公開の件ですが、順々にホームページに地区の様子を載せておるわけございまして、西荒屋地区もその順番の中で載せられていくということでもありますから、決して載せないという意味ではありませんので、ぜひご確認をいただきたいと思っています。

それから、同意書に対して私が判を押していないかどうかという話が地区の皆さんからもご意見ありまして、実際これは部長決裁ということでありまして、私のところへは来てなかったということは事実なんですね。ところが、今おっしゃいましたように、そのことが押してなくても結果として内灘町町長という形で県に届くということは事実ですから、紛れもない。我々自身も、そのことを私自身の問題として捉えてこれからも留意していきたいと、このように思っているところでございます。

○2番【**中島利美君**】 終わります。

○議長【**夷藤満君**】 9番、能村憲治議員。

〔9番 能村憲治君 登壇〕

○9番【**能村憲治君**】 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。

議席番号9番、能村憲治。

平成24年第4回定例会におきまして、町政に対する一般質問の機会をいただきました。通告に従って一問一答にて行います。

次の3点について質問いたします。

1問目は空き家、空き地対策について3点、2問目は職員の勤務時間内における喫煙について、3問目は公正な職員の採用についてでございます。

それでは早速1問目、空き家、空き地対策について、次の3点をお伺いをいたします。

近年、全国的に空き家、空き地の増加が社会問題になっております。当町におきましても、高齢化が進んでいるアカシアでは16軒、旭ヶ丘も同じく16軒、西荒屋では空き倉庫も含め空き家19軒あります。その他の町内におきましてもところどころに見かけられ、雑草や樹木の成長の管理ができていないため、害虫が発生したり葉っぱの飛散を受けたりするなど被害をこうむっている家庭も出てきております。

これらのことから、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目、当町の空き工場も含め、空き家、空き地はどれくらいあるのでしょうか。また、それらのうち、老朽化で危険だと思われる数はどれほどあるのでしょうか。

空き家は防犯上の問題だけではなく、環境の悪化、強風や雪の重みでの倒壊、そして何よりも近隣が被害を受けることでもあります。特に老朽化による危険な状態の空き家については、防災上からも所有者に適正な管理が求められます。強風から壁面や瓦などによって通行中の車両や歩行者に被害を与えるような事故が発生すれば、その責任は所有者にあるのは当然であります。行政にも責任が生じかねません。

当町の空き工場や倉庫を含め、空き家、空き地の数と、そのうち危険と思われる数はどれほどあると把握しているのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目は、この夏、町議会と区長・町会長会との意見交換会の中で、区長から、空き地や古い家の管理についての苦情が大変多いので何かよい方策はないかと問題提起がありました。そのほかに、町当局にも直接たくさんの苦情が寄せられていると伺っております。これらの苦情や相談に対し、町はどのような指導あるいは対応をされたのでしょうか。町民から寄せられた苦情を挙げてお聞かせください。

3点目は、空き家などを適切、適正に管理するためにどのような考えがあるかについてお伺いをいたします。

先ほど述べましたように、空き家、空き地に対しての苦情は大変多く、今後も高齢化が進む中でますますふえてくると考えられます。全国的に問題になっていることでもありますので、議会では先般、空き家等の適正管理に関する条例、老朽化家屋対策事業の骨子が制定された自治体へ視察に行っていました。

これらの内容は住民生活の安全確保が目的であります。まず、住民からの情報に基づき町が現地調査を行います。そして、所有者に対し解体、修理などの指導、勧告、命令を行います。命令に従わず放置した場合に事故などの可能性があるとしたときには、町がその措置を行政代執行できるとなっております。さらには、建物や土地を町に寄附してもらえば空き家の除去を町が行う。土地については地域住民と協議の上、有効な活用、維持管理をするという内容になっております。

また先般、小松市では、県内初めて空き家条例を制定しようとしているところでございます。

当町におきましても、冒頭に述べましたように、現状を改善する上で何らかの処置が必要になっております。空き家、空き地などの適正な管理及び活用促進に関しての基本理念を定め、魅力あるまちづくりを進めなければなりません。今後どのように管理していこう

としているのか、お伺いをいたします。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北雅夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 能村議員のただいまのご質問に対しまして、1点目と2点目は私のほうから答弁させていただきます。

まず、空き地、空き家の現状把握の件でございますが、現在、町全域での空き家につきましては約300軒、また空き地につきましては約1,300区画程度が存在しているものと認識いたしております。そのうちの危険と思われる空き家につきましては現在把握いたしてはおりません。

今後は、議員ご質問の中にありましたこの300軒の空き家の中の、例えば居宅であるとか倉庫であるとかという内訳と、そのうちの危険家屋等の調査方法等につきましては早急に関係機関と協議してまいりたいと、そして調査に着手したいというふうに考えております。

2点目でございます。老朽化等により管理が不十分な状態にある空き家、空き地の対策はということでございました。

空き家、空き地が、その管理が十分に行われないことにより周辺的生活環境に支障を来している場合は、町の環境美化条例によりましてその所有者等に改善の指導を行っているところでございます。

今年度、これまで町民から寄せられました苦情件数は、空き家で8件、空き地で20件となっております。これらの苦情の内容はそのほとんどが、議員ご質問の中でもあったように、雑草、雑木が茂りまして環境悪化するというものでございます。これに対する町の対応といたしましては、空き家等の所有者に対しまして口頭もしくは文書による指導を行います。その大部分がそのうち改善をされております。しかしながら、中には、所有者が行方不明となりまして連絡がとれなかった場合

や、町外の所有者で改善の指導に応じていただけないというケースも、ごくまれにはありますが発生しております。

以前の旭ヶ丘にある空き地の場合は、長期間にわたり多数のニセアカシアが茂りまして周辺の住民の方にご迷惑を及ぼした事例がございます。これは県外の所有者が町からの再三にわたる改善の指導や勧告、命令にもかかわらず必要な措置を行わなかったというものでございました。この空き地はその後、旭ヶ丘町会の皆様のご尽力によりまして伐採、搬出が行われ、良好な環境が取り戻されました。

その他、町の対策といたしましては、火災予防や生活安全の面からも空き家、空き地の適切な管理について町広報等で啓発を行っております。今後とも、環境美化条例による指導を徹底するとともに、空き家、空き地の適切な管理について広報を強化してまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 能村議員の3点目の空き家、空き地に対して、今後どのような管理をしていくかという話について答弁させていただきますと思います。

議員ご指摘のように、内灘町におきましても、今後少子・高齢化によりまして空き家、空き地がふえていくことが予想されるところでございます。空き事業所や倉庫等を含めたこれらの適正な管理をどのように保持していくかということは、これからの良好なまちづくりを考える上においても非常に重要な課題であると認識しているところでございます。

適切な空き家、空き地対策を行うことによりまして、町民の資産の有効活用や定住人口の増加策として有効な手段となり得ると私たちは思っているところでございます。例えば空き家に町外居住者が転入することによって人口が増加をし、地域コミュニティの維持発

展につながるということでもありますし、また、空き店舗や空き工場に新たな事業者が入ることによって、誘致をすることによって地場産業の振興が期待できるなど、多方面で町の活性化を図ることができる、このように考えている次第でございます。

このようなことから、今後は小松市や県外先進自治体を参考にしながら、現在の環境美化条例の実効性の強化策と考えられる行政代執行の事例調査や空き家の紹介制度等の仕組み、あるいは個人情報取り扱いも含め鋭意研究を進めてまいりたいと思っております。その上で、現在の空き家、空き地に関連した複数の条例をどのように充実させていくのか、あるいは新たな条例を設けるのかなど、空き家、空き地の適正な管理につきまして指導方法の充実や有効活用策について早急に検討してまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 先ほど旭ヶ丘でそういう事例があったということもでございます。多分、それ相当の費用もかかっているんじゃないかなと、このように思います。

さらには、この空き家、空き地対策については各区、それから町会の協力を、これは何としてでもしっかりと受けて調査をしなければなかなか進んでいかないんじゃないかな。さらには、その土地や建物の持ち主、所有者、これが相続などによってなかなかはっきりしないというようなものも出てくるやに思います。そのあたりもしっかりと調査をして、空き家、空き地対策に取り組んでいただきたいと、このように思います。

それでは2問目、職員の勤務時間による喫煙をどうするかについてお伺いをいたします。

喫煙に関しましては、あらゆる箇所で禁煙率の低下を目指すとか受動喫煙の防止などの施策が取り組まれており、愛煙家の方にとりましては大変住みにくい世の中になったかと

思います。

たばこを吸う、吸わない、それはそれぞれ個人の問題でありますので、健康に留意して吸っていただければよいことではありますが、公務員が勤務時間内に喫煙を繰り返すとなれば個人の問題では済まされません。

本町では喫煙場所が、正面玄関に1個、西玄関に2カ所、2階に2カ所と合計5カ所の喫煙場所が設置してあります。喫煙場所というか灰皿が置いてあります。この体制になるまでは仕事をしながら自分の席で吸っていたのでありますが、今はその場所まで出向いて吸っています。

自分の席を離れて喫煙場所まで歩いていき、たばこを吸って席に着くまで約10分から長くても15分かかるようです。この動作を頻繁に繰り返すと、勤務時間中に例えば4本吸う人は40分から60分かかることとなります。ましてや、4本以上吸うとなると相当な時間になるわけでございます。企業であれば、この人が勤務時間どおり退社すれば当然給与を差し引くこととなりますし、そうでなければ残業で取り返すということになります。これを毎日繰り返すと年間の総喫煙時間は、4本吸う人では168時間になり、約1カ月の職員報酬相当額に当たるわけでございます。

全国の自治体においては、社会の禁煙を促す風潮からおきまして、数年前から公務員の勤務時間の喫煙に対し休憩時間を利用するなどが望ましいとなっており、今や常識かと考えます。また、厳密に言えば、勤務時間内に、先ほど示した時間を喫煙に費やすとなれば職務専念義務に違反すると住民からの批判が出て当然であります。

たばこを吸わないとコミュニケーションがとれないとか会議ができないとか、また気分転換できるためなどの理由では、勤務評定が下がり排除されていくことになるかもしれませんし、統計上でも仕事の効率は上がらないと出ています。

以上のことから、勤務時間内における喫煙が行政サービスに支障を来しているのは事実であります。町はこの状態をどのように考えているのでしょうか。同時に、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまのご質問に私からお答えいたします。

本町では以前、庁舎の各階フロアに喫煙コーナーがありました。官公庁施設において受動喫煙防止に努めなければならないことや職員の健康管理、健康維持の観点から、平成21年10月以降、庁舎建物内を禁煙といたしました。その際、来庁される町民の皆様のことも考慮しまして庁舎出入り口に喫煙場所を設け、また職員には禁煙セミナーなどにより理解を求めています。

ご指摘の職員の勤務中の喫煙については、職務専念義務の観点から節度と自覚が必要であり、できれば自粛するのが望ましいと思います。しかしながら、急激な変化による喫煙者のストレスも考慮し、まずは勤務時間内における喫煙回数を制限していくところから始めたいと思います。あわせて、職員には職務専念義務を自覚させ、改めて禁煙に関する情報等を周知しまして意識づけをしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 私はたばこを吸うということは一言も言っていない。禁煙するしないは、それはやっぱり自分の体のことを考えて自分で決めていただければいい。

ただ、勤務時間内ということでお尋ねをしているわけで、例えば先ほどの答弁の中に職員には禁煙セミナーなどによって理解を深めさせるというふうな答弁がございましたが、多分この禁煙セミナーの中で勤務時間内にたばこを吸うた云々というようなことの講義な

り話なりは出なかったんじゃないかと思いますが、そのあたり私の考えが間違っているか、ちょっと答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 さきに行った職員の禁煙セミナーにつきましては、平成21年に、金沢医科大学の禁煙外来の先生のご協力を得て、職員に対しましてたばこによる健康への影響あるいは受動喫煙について理解を求めたものでございます。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 私の聞いているのはそんなことじゃなくて、そういう禁煙セミナーの中で勤務時間内の喫煙がどうかという話が出たのかどうかということをお聞きしたかったわけで、どうもセミナーの中では出なかった。禁煙をする、人に迷惑をかける、自分の体に気をつけてたばこを吸う、できることなら禁煙というような、そういうセミナーであったんでないかなと、私はそういうふうに認識していますし、ただいまの部長の答弁ではそういうふう感じられます。

何回も言うようですが、禁煙を迫っているわけではないということだけは頭に入れておいてほしいです。

それと、勤務時間内に喫煙回数がある程度決めるということは喫煙を認めていくということなんでしょうかね。3本ならよし、2本ならよし、そのあたりの考えがちょっと私には理解できません。

期限を定めて勤務時間中の禁煙をしたいと、そういう答弁がございましたね。期限を定めて喫煙を禁止したいというのは、今から少し前期間を置いて何月何日から勤務時間中の喫煙をしないようにと。それと、もう一つ考えられることは、期間を決めて、その間喫煙させませんよと、その間が済んだらまたもとに戻しますよと。2つの考えがとれるわけです

が、このあたりどういう考えでおられるのかお尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 まず、私は先ほど答弁で喫煙回数をまず制限するところから始めたいというふうに申し上げました。そして、このことについてそれを認めるのかということでもありますけれども、基本的にはこれまで認めていたことでもありますから。ただ、健康被害とかそういう職務専念義務違反ではないかというようなことを踏まえまして、職員には自粛をしてほしいというふうに申し上げました。ただ、自粛だけでは本人の判断がありますから、職務管理上、制限をしていきたいというふうに申し上げました。

その回数がどれだけだったら職務専念義務に抵触するかどうかということにははっきりしませんけど、頻繁に長時間であれば抵触する可能性は高いと思いますし、1日に一、二回程度であれば職務専念義務に反するとは思いません。突然全部禁止することによって、かえって職員がいらいらして職務能率が下がると仕事に集中できないということも懸念されますので、段階的に職員とも話し合っ進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 私は休憩時間を十二分に利用して吸ってもらえればいいんじゃないかなと、こういうことを喫煙される皆さんに認識していただきたいと。こういうことで、皆さんよくわかっておいでることやろうと思っておりますので、次の質問に移ります。

3問目、公正な職員の採用についてお伺いをいたします。

公正な職員の採用につきましては、平成17年の3月議会でも質問いたしております。当時、一次試験は県に委託して合同筆記試験を実施し、その後、二次試験は町長ほか特別職

と総務部長が面接し、論文提出にて採用決定するというところでございました。現在はそのような方法で行われているのか、お伺いをいたします。

一次試験はペーパーテストなので、客観的に見ても明らかでございます。

問題は二次試験においてであります。二次試験では正解がなく、面接官によって評価が異なるので、この二次試験で採用が決定しているのではないかと疑念があるようでございます。前回、この不透明を解消するために、不採用になった人の問い合わせには得点を開示するなどきちんと応じたり、面接官の公表も必要かと提案をいたしました。採用方法や選考基準を検討したいと伺っております。

その後、どのように検討されたのか。また、現在の選考方法をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 能村議員の職員採用についてお答えしたいと思います。

職員の採用につきましては、一般知識に関する教養試験のほかに、面接、そして作文試験を行いまして応募者の意欲、性格等を総合的に評価をいたしまして公務員としての適性を判断し、採用者を決定しているところでございます。

住民の皆さんとしっかりコミュニケーションのとれる優秀な人材を確保するため、面接試験では、人柄、意欲、積極性、質問に対する応答力、表現力等の人物評価を重視をしております。作文試験では、課題に対する理解度、考え方、論理構成力等を評価をいたしておるところでございます。このほか書類審査も行っているわけでございます。

受験者の得点につきましては、受験者本人から申し出があれば、本人の点数について開示をいたしているところでございます。

なお、教養試験問題につきましては、石川県の人事委員会が取りまとめている合同筆記

試験におきましては、単独実施の市町がふえたことから廃止となり、当町も平成20年の4月採用者から単独の委託を実施しているところでございます。試験問題の委託先は、従前からの公益財団法人日本人事試験研究センターであり、採点も同業者が行っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 今ほどもしっかりした採用を行っているという答弁でございました。

その中で、本人からの開示申し出があれば本人に開示しておるということでしたね。私は、その前に受験者、要するに募集要項の中にもしもそういうことで知りたいということ、結果を本人に開示をしますよということを前もって知らせておけば、例えば採用されなかった方でも問い合わせが簡単にできるんじゃないかなと、そういった意味から、きちんとそういうことを明記し外部に知らせるということも必要でないかなと、こういうふうに思いますし、さらに、この面接官の公表なども前回にもどうでしょうかという話を投げかけてありますが、この2点についてどのような考えであるか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの能村議員の質問にお答えしたいと思います。

受験者が、誰もが自分で知りたいときには申し出てくれればいつでも発表しますよと、そんなことをぜひ言ってほしいという話でありますから、最初の筆記試験のときにそのことを申し上げるということはずぐできているところでございます。

いま一つ、面接官の補充といいますかね、ふやすということをお話しになりました。そのことは可能でありますので、できる限り皆

さんの要望に近い形でできればと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 能村議員。

○9番【能村憲治君】 しっかりと取り組むということをお聞きいたしました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

平成24年第4回定例会に質問の機会をいただきました。通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。

その前に、私の通告にありました空き家対策につきましては、今ほど能村議員が質問をされましたので重複するので取り下げをいたしました。よろしくお伺いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番目は、ひとり暮らしの高齢者の安否確認とその対策についてお伺いをいたします。

平成22年国勢調査の集計結果が平成23年、昨年10月26日に総務省から発表されております。その結果を見ますと、我が国の少子・高齢化が急速に進んでいることがわかります。総人口が1億2,805万7,352名。これは5年前の平成17年に比較しますと0.2%増加の横ばいで推移をしております。

この総人口を年齢別人口の3段階に分けますと、15歳未満は1,680万3,000人、これは総人口の13.2%を占めております。それと、次に15歳から64歳までのいわゆる人口は8,103万2,000人、これは総人口の63.8%。65歳以上が2,924万6,000人、これは総人口の23%となっております。

この割合を5年前の平成17年に比べますと、15歳未満が71万8,000人、4.1%の減少、15歳から64歳が306万1,000人、3.6%の減少、65歳以上が逆に357万7,000人、13.9%の増加となっております。その65歳以上のうち、ひと

り暮らしの人口は479万1,000人で、65歳以上の人口の16.4%を占めております。そのうち、65歳以上で男性の10人に1人、女性では5人に1人がひとり暮らしとなっております。

65歳以上の人口の割合を世界の諸外国と比べますと、我が国は、ドイツ、イタリアいずれも約20.4%、これを抜いて世界で最も高い水準となっております。

先ほど北川悦子議員からもありましたとおり、北陸中日新聞12月1日朝刊には、先月、11月20日に志賀町で無職の女性と障害者の長女が自宅で亡くなっているのが見つかった問題では、この家族と定期連絡をとっていた町役場も電気代を滞納するほど困窮していた生活環境を把握し切れずに、女性とじかに接した電気代集金員も見逃してしまったと。都会よりも人情が深いはずの地域で起きた孤立死、なぜ誰も救えなかったのかと報道をされておりました。

全国の各市町村の中では、こういった問題も含めまして、ひとり暮らし高齢者の見守り、安否確認による高齢者の安心確保の取り組みを行っているところであります。

この高齢者問題、内灘町においても今5人に1人ですか、65歳以上。5年後にはこれが4人に1人の割合にいわゆる高齢化率が進むという見通しが立っておりますけれども、今、高齢者で一番問題というのは、やはり年をとって一番の不安は孤独、孤立、それから退屈ではないでしょうか。それをなくすためにも少しでも生きがいのある暮らしが必要ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

この内灘町でひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の数、そしてそれらの方が病気や不慮の事故に対する安否確認の対策。もう一つは、新たにその確認とかそういう対策についての新たな施策の取り組みがあるのかをお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 恩道議員の高齢者の安否確認とその対策ということで質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、高齢者の見守りにつきまして、町の基本的な方針と現在の取り組み状況につきましてお答えをしたいと思います。

今日の地域社会におきまして、少子・高齢化、さらに核家族化の急速な進展によりまして住民のライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まりなどから身近な交流やコミュニケーションが希薄化する中で、家族や地域を支え合う機能が弱まってきていると感じているわけでございます。

こうした状況は、ひとり暮らしの高齢者等におきましては不安や孤立感を抱え、ひとりで悩む人がふえることにより、ひきこもりや孤独死などの社会問題を引き起こす要因にもなっていると伺っているところでございます。隣近所の人たち、さらには全ての町民がお互いを理解し合い、認め合い、そして助け合う、支え合うという気持ちが人間関係のきずなを築き、家族的な地域社会をつくっていくものと考えているところでございます。

高齢社会にあつてこのような地域社会を築いていくためには、高齢者に対するハード面を含めた公的制度の支援はもちろんであります。ソフト面においては地域における高齢者の見守りと支え合うネットワークづくりを進めていくことが重要だと考えているところでございます。

現在、本町に居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者は約600名おいでになります。高齢者のみの世帯を含めると約2,200名となるわけでございます。これは高齢者全体の約4割を占めるわけでございます。

町では現在、高齢者の安否確認等の対策につきまして、緊急通報装置の設置や配食サービスのほか、郵便、新聞事業者等による見守りネットワークを展開しているところでござ

います。

また、来年度におきましては、金沢医科大学看護学部との共同事業によりまして介護予防サポーターを養成し、ボランティアによる高齢者への声かけ訪問事業を計画しているところでございます。

さて、午前中も、そして今もお話があったんですが、つい最近、志賀町で起きました電気停止に伴う親子の孤立死事故についてでございますが、大変痛ましい事故であります。決して対岸の火事では済まされない問題であると感じているところでございます。

町といたしましても、今回の事故を踏まえ、今月中にも電気を停止する際の対応のあり方について北陸電力と協議を行う予定であり、早急に町としての対策を検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、超高齢社会の到来を目前に控え、地域、民間、そして行政等が一体となって社会全体で高齢者を支え、高齢者が地域の中で安心して生活できる脱無縁社会の構築に向け鋭意取り組んでまいりたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほど町長から答弁がありましたとおり、これからも高齢者が安心して安全で、いわゆる今ほどありました、民間も含めまして、自助、共助、公助の組み合わせで地域ぐるみの、高齢者も含めまして福祉をするよう願うものであります。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2番目は、町税等の滞納についてお伺いをいたします。

平成12年4月、地方分権一括法施行以来、平成16年から18年にかけて国庫補助負担金4.7兆円の改革、また地方交付税の改革等で地方自治体における財政が厳しさを増す一方の中で、平成19年から、地方分権を進めるため

三位一体改革での国から地方への税源移譲に伴い、これで国税いわゆる所得税と地方税、住民税との移しかえで住民税の比重が高まっております。このため、税の収納率引き上げは全国自治体の共通の重要課題であると思われれます。

そんな中で、内灘町における町税及び国保税などの昨年、平成23年度の収納率と滞納状況は「23年度主要な施策の成果」で掲載されておりましたが、これまでの収納率と滞納状況の経緯はどのようになっているのか。また、今後の見込みとあわせてお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 若林優治税務課長。

〔税務課長 若林優治君 登壇〕

○税務課長【若林優治君】 町税についてお答えいたします。

町税の収納率引き上げについては、その対策にいろいろと知恵を絞っているところであります。しかしながら、景気の先行き不透明感が高まる中、企業の業績不振等社会情勢を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。

平成23年度の町税全体の収納金額は約25億3,900万円で、平成24年度へ繰り越した金額は約1億1,800万円であります。また、現年の収納率についてはここ3年はほぼ同率であり、平成23年度につきましては町税全体としては98.49%となっております。平成24年度につきましても、町税の収入見込みは総じて厳しいものと考えております。

今後、資力があるにもかかわらず納付意欲のない、いわば悪質な滞納者については財産調査等を実施して、法令等に基づきまして適切に対処する方針でございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 下村利郎健康推進課長。

〔健康推進課長 下村利郎君 登壇〕

○健康推進課長【下村利郎君】 国民健康保険税についてお答えします。

平成20年度より後期高齢者医療制度が施行され、納付率の高い75歳以上の高齢者が国民

健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことや、経済状況の悪化などにより国民健康保険税の収納率は低下し、本町でも平成21年度現年度分収納率が92.57%となりました。平成23年度現年度分収納率は93.15%と収納率は向上してきておりますが、平成24年度への滞納繰越額が1億8,000万強であります。

こうした情勢の中で、担当職員を中心として夜間、休日を問わず滞納者との接触を試みています。また、納付できる資力がありながら滞納している被保険者には滞納処分なども実施しておりますが、滞納額の減少に至らない状況でございます。

今後も被保険者が不公平感を持つことがないように、短期保険証や資格証明書の交付なども通じて収納の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今ほどの答弁では、町税のほうは比較的、98.49%ということで、前年度分につきましては滞納がふえているということで、これは多分国保も同じ現象だと思えます。それにつきましても、町税、国保のなかなか厳しい状態ということでありますけれども、これも公平かつ公正で丁寧な対応に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

現在の円高、デフレの経済状況から見まして、内灘町の財政も国と同様に厳しい財政見通しと思われれます。他の市町村では企業誘致などによる税収確保に努めていますが、しかしながら、今ほどの円高、デフレ状況では企業誘致等はなかなか厳しい状況にあると思われれます。

そういった中で、当内灘町においても、今後、例えば太陽光発電いわゆるメガソーラーなどの自然再生エネルギー企業の誘致なども対策の一つと考えられますが、これからの当町の財源確保にどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 中西昭夫君 登壇〕

○まちづくり政策部長【中西昭夫君】 ただいまの財源確保についてのご質問にお答えいたします。

長引く景気低迷により税収の減収が続く一方、少子・高齢社会への対応など新たな行政需要はますます拡大し、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しております。

平成24年2月に第2次の内灘町行財政改革実施計画を策定し、これからの行財政改革推進のための改革プログラムを示しております。その中で、自主財源の確保につきましては、税、公共料金の収納率の向上、施設使用料の検討、未利用地、遊休地の有効活用の推進、民間企業等の誘致などを掲げ、継続的に取り組んでいるところであります。

今後も、これらの改革プログラムの実行により財政基盤の強化を図っていきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 恩道議員。

○7番【恩道正博君】 先ほどからお聞きしますと、いわゆる収入に占める町税等は、この内灘の土地柄といいますか、比較的安定はしているということですが、自主財源のいわゆる確保について、今ほどありました収納率もありますけれども、特に今後そういう、何と申しますか民間企業の誘致とか、それらについて具体的に今後進めていただきたいと思います。

それと、もう1点お聞きしますけれども、遊休地、例えばそういうものについて具体的なことがありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 中西まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 中西昭夫君 登壇〕

○まちづくり政策部長【中西昭夫君】 未利用地、遊休地の活用等に関するご質問にお答

えいたします。

未利用地、遊休地につきましては、平成20年度だったと記憶しておるんですけれども、処分等の実施を行っております。現在につきましては、具体的な未利用地の活用等については、今の段階では具体的な計画等については策定はしておりません。今後、有効活用に向けて検討していきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 答弁が終わりました。よろしいですか。

7番、恩道議員。

○7番【恩道正博君】 それでは、私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 11番、水口裕子議員。
〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 2012年12月議会で通告による一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。原発に頼らず自然エネルギーを推進していくと言う八十出町長に、市民発電所についてお尋ねいたします。

内灘町でもメガソーラーが動き出そうとしています。500世帯分の電気をつくり出すというこのメガソーラー発電所は、自然エネルギーの推進を掲げる内灘町にふさわしい取り組みと思っております。

日本が原発から卒業していくためにも、地域の電力は地域で生み出すエネルギーの地産地消が大切な時代になっております。

内灘町は、再生可能エネルギーについて今までも積極的に取り組んできて補助金制度も多様です。太陽熱温水器への補助金は石川県で初めてでしたし、バイオマスや小型風車への補助金なども時代を先取りしております。中でも、太陽光発電への補助金はぬきんでてきましたし実績もあります。

福島原発の事故を受けて太陽光発電への視線は全国でますます熱くなっておりますが、やはり載せようと思うと200万、300万の資金

が必要ということで、二の足を踏む人が多いのも現実です。また、家の構造に問題があっ
て載せられないという方もいます。

そんなとき、意欲はあるけれどもそういうふうな問題がある方が10万円、20万円の出資を小口で出して、例えば10万円が20人集まれば200万円。それでソーラーパネルを公共施設の屋根、保育所とか公民館とかの屋根に設置し売電できるという方法になれば、次の世代、孫の世代のために出資してみよう、出資してやろうという方はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

私は、輪島市に市民風車「のとりん」を建てる活動をしていたNPOのお手伝いをしていましたが、そのとき4億円という建設費は全部全て全国から一般市民の小口出資を集めて賄われました。

このたび、そのNPOグループの方々と長野県の飯田市へ、おひさま発電所・おひさま進歩エネルギー有限会社の原社長のお話を聞きにいつてまいりました。ここは産官民の連携で、市民の出資に官が保育所や公民館の屋根を貸し出し、民間事業者、おひさま進歩エネルギーがソーラーパネルを設置する取り組みで、2004年より2008年度にかけて設置したパネルは合計162件、1,281キロワットにもなったそうです。その後も事業は順調に進んでおり、現在は地域MEGAおひさまファン্ডに取り組んでいて、全国から277件2億7,000万円、1件当たり約100万円の出資が集まっています。

子供の未来の安全のためにという考えに加えて、電気の全量買い取りが始まったので、今後はますます伸びていくだろうというお話でした。

先日も、この原社長が金沢に来られて講演会がありました。原さんのお話では、自治体（飯田市）が真ん真ん中に入って音頭を取ったというものではないけれども、当初、まだ海のものとも山のものともつかないときに市

が地元の信用金庫への信頼を取りつけてくれ、その後もずっと自治体が名前を上げて支援を続けてくれていると。そういうことで成功の大きな鍵になりましたということをおっしゃっていました。

講演会には、金沢市、白山市、あちこちからの事業者にまじって金沢市の職員さんも参加されていました。金沢では、山野市長が市民発電所に意欲を持っておられるとお聞きしております。

内灘町でも、ぜひこのような取り組みが進んでほしいと思うのですが、まだNPOや事業者が声を上げているというところには至っておりません。

しかし、既存の建物、特に公共施設の屋根を利用するようなやり方、そして小口でやっていると、大口でなくても一人一人が割と手軽に参加できるということでは、この内灘町にとっても適しています。既存の大きなメガソーラーももちろんいいことですが、土地の限られている内灘町にとって、既存の建物の屋根を借りていくやり方はとても合っているのではないかと思うわけです。この自然エネルギーに対する住民の関心もいよいよ高まっていくものと思われま。

また、この住民、町民だけでなく、全国から集まってくる出資金を、飯田市は地元の信用金庫で扱うという方法でお金を地元で回すことにも成功していらっしゃいます。飯田信用金庫という名前の信用金庫がありましたけれども、本当にメガバンクの建物かと思まがうばかりに立派でした。これはここの地元の信用金庫をみんなで育てていっているということです。

内灘町でも、地産地消の自然エネルギー拡大の点からも、地元経済の活性化の点からも、飯田市に倣って市民おひさま発電所に取り組んでいってはいかがでしょうか。お隣の福井や富山でも同じ取り組みが進んでいます。

まずは啓発のために、先ほどから申し上げ

ました原社長のような、そういった専門家をお招きして市民発電所の学習からということになるかと思いますが、この事業への町の展望はいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の市民発電所につきましてお答えをしたいと思います。

昨年の3・11東日本大震災以降、我が国のこれからのエネルギー政策をめぐって、まさに国民的議論が巻き起こっているところでございます。こうした中、無尽蔵と言ってもよい太陽光や風力など、自然の力を利用いたしました再生可能エネルギーの導入拡大の機運はますます高まってきていると思っております。

ご案内のとおり、当町においてもいよいよ明年4月から民間事業者による2,000キロワットのメガソーラー（太陽光発電施設）が稼働する予定となっているところでございます。これは地球温暖化の防止に貢献するとともに、「エコタウン内灘」の推進に向け、町のPRも含め大きく寄与していくものと期待をしております。

さて、議員からのご提案がありました再生可能エネルギーを利用した住民主体による市民出資型の発電事業は、地域住民が発電事業に直接投資をすることにより少額からでも電力供給に参画することが可能となります。このことにより、住民の環境意識の向上につながるのと同時に、さらには国の固定価格買い取り制度の追い風と相まって、今後ますますその取り組みがふえていくものと、このように思っております。

県内でも現在、輪島市門前におきまして、水口議員もかかわられました市民風車事業が運営されているほか、金沢市内でも再生可能エネルギーの地産地消を目指し、NPO団体が主体となって保育所等の屋根を利用した市

民出資型の太陽光発電事業が検討されていると伺っているところでございます。

市民出資型の場合には、事業主体や施設の候補地あるいは事業への出資に係る法的条件などさまざまな課題を解決していく必要があると認識しておるわけでございます。現在、町の担当職員が、さきに申し上げた金沢市内における市民出資型太陽光発電事業の勉強会に参加をしているところでございまして、情報の収集と課題の整理等を現在行っているところでございます。

今後は、内灘町における市民発電所はどのような形での事業の展開がふさわしいのか、そして講師の招聘も含め、町としてどのような支援が可能となるのか、そんなことを鋭意研究をしてみたいと、このように考えているところでございます。

あわせて、町民の皆様にも市民発電所の参加の機運の盛り上がりをも促すためにも、自然再生エネルギーの重要性などについてさらに積極的に情報を発信していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 ぜひとも希望の持てる未来をとということで、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

また、町のPRということをおっしゃいましたけれども、輪島のほうの風車などと、町外、市外からの出資者の人たちが自分の出したお金がどういうふうに使われているか、そしてどんなふうになっているかということで、いろいろお祭りなどの際には出かけてきて、自分のお金の使われ方をしっかりと見るためにたくさんの人が集まってくるとそういった効果もありますので、またそちらのほうもお考えください。

そして、その学習会などをしていただけたということで大変ありがたいと思っておりますけれども、この学習会などにも、やはり今、

講師招聘などの資金と申しますか、お金がかかることではございますが、この間、全員協議会で八田議員が今のメガソーラーに土地を貸した、その土地の賃貸料を一般会計に入れるよりは、特殊な、特別なこの自然エネルギーをふやしていくための会計に積み立てていってはどうかということをおっしゃいました。私も本当にそれはいい方法だなと思っていて、その積み立てによってこういった費用が賄われていくようになっていけばいいなと思っておりますので、また考えてみてください。

では、その市民発電所についてはここで終わります。

次に、現在実施されているソーラーパネル、その設置の補助金についてお伺いしたいと思います。

今、町は、先ほども申しましたように、積極的にソーラーパネルに補助金を出して下さっているわけですが、せっかく町が出した補助金が町外に流れていくのは、やはり残念なことです。補助金を使ったパネル設置事業の町外と町内の業者、どのような割合になっているかということがわかりましたら教えてください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの太陽光発電システムの設置費補助金の質問になりました。

その太陽光発電システムの設置費補助金申請者は、昨年度全体で31件でありました。そのうち、町内業者を使った件数につきましては2件ということでありました。今年度は全体で20件あるんですが、まだ町内業者の方がいないということでございます。

議員おっしゃったように、地元の業者に元氣になってもらうために、ぜひとも町内業者を使った場合の優遇策等を他自治体等の事例を参考にしながら検討してみたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 よろしくお願ひします。

このエネルギーの項の最後に、今後も原発には頼らず自然エネルギーに積極的に取り組んでいくという八十出町長に確認させていただきたいと思います。

国政選挙のさなかです。日本の未来をどうするのか、とりわけ原発をどうしていくのかは第一の争点にしなければならない問題のほゞです。

ところが、福島原発事故の責任を誰もとらず、福島の方たちを絶望のどん底に置き去りにしたまま、30年代には脱原発とか40年後だとか平気で言って党勢の拡大に血眼になっている政党や、原発なんか大した問題ではないと言う政党などがばっこしています。

何かあってからでは、何かあってからでは遅いのです。この地震大国日本で原発を再稼働させる。本当に何かあってからでは遅いんです。原発をどうするか、パブリックコメントで集まった国民の多くの声は即脱原発だったのに無視されています。

けれど、そんな中で脱原発に向けてしっかりと方向を定めているところもあります。私たちは本物を見抜く目を、子供たちの未来への責任として持たなければならないと思っています。

それは国政選挙ばかりではありません。身近な町の選挙もまたしっかりと目を見開いて見きわめていかなければなりません。

ことしの夏、防災の学習会で原発事故の被災地視察に、石川県では県知事はもちろん、防災担当の県の職員さえも行ったことがないと聞いたときには本当にかっかりし、この石川県に希望を見出せなかったのです。せめてしっかりと現地を見て、考えて、行動してほしいと思ったものでした。

福島をその目で見てきたという首長は、石川県の中では八十出町長だけなのでしょうか。

本当にその点、もっとたくさんの方々に現地に入らせていただきたいものだと思います。八十出町長には、そのとき受けた衝撃を持ち続け、内灘町民のためだけでなく、広く県民に語り続けていただきたいと思うものです。

このたびの町長選挙で、八十出町長は原発を推進する党へは推薦を求めず、町民党としての道を選ばれたのだと私は理解しております。町民党の立場は、住民が主役で協働のまちづくりを進められる町長にはふさわしい選択だと思ひます。

一党一派に偏らないで、どんな立場の人にも公平な対応を続けていっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。町長の覚悟とお考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の今の質問にお答えをしたいと思います。

原子力発電に関して私の基本姿勢は、これまでどおり脱原発、自然エネルギーを初めとする再生可能エネルギーの推進であります。

私が町民党を標榜していることは、各政党間において争点の一つになっています原子力発電に関する政策だけを直接的に結びつけて考えているものではございません。私は町民の生命、財産を守り、安心・安全対策に努めていかなければならないという立場から、さきの3・11東日本大震災を踏まえて、原子力防災についてもでき得る限りの意を注ぎ取り組んでいかなければならないと、このように考えているものであります。

町長に就任以来、町民の誰もがいつでも安心して安全、快適に暮らせ、また町民が誇りの持てるまちづくりを基本理念として、町民が主役で町民との協働のまちづくりを目指すスタンスから、みずから町民党を表明しているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 住民が主役、協働のまちづくり、自然エネルギー、そして脱原発の姿勢を堅持していただきたいと思います、その道を八十出町長が歩かれる限り、私もともに歩きたいと思えます。

さて、2番目の質問、福祉避難所についてです。

去る12月4日、町民ホールで避難所体験がありました。例年は障害のある人たちと楽しく交流しているイベントですが、今年の避難訓練に続いて、ことしは、大きな災害があったときに障害のある人たちの避難場所はどうなるのだろうという思いで実施されました。

わずか4時間の取り組みでしたが、ふだんの訓練にはなかなか参加できない障害のある方たちには、非常食のアルファ米も珍しかったようで好評でした。段ボールで家族のスペースを町民ホールの中に確保し合い、障害者のいる擬似家庭を体験し、聴覚障害体験として無言ゲームをしたりしたのですが、最後に町長を迎えて意見交換会がありました。例年はこの場をおかりして模擬議会があるのですが、ことしは町民ホールで意見交換会がありました。

その場所で、いつもボランティアで来てくれる星稜大学の学生さんから「短い時間ですから今回は問題ありませんでしたが、何日も何カ月にもなったら、特に精神的に障害のある人は本人も耐えられないでしょうし、耐えられなくなって騒いだりする障害のある人に周りの人もまた耐えられなくなってしまうと思います。別の避難所が必要です」という意見が出されました。これは、あのとき町長もしっかりと聞いていただいたと思えます。

私が今回質問しようとしていた趣旨そのものを、若い大学生の彼女が代弁してくれたわけです。夕陽ヶ丘苑以外にも、精神障害や発達障害の人たちのために福祉避難所を準備してくださいと昨年取り上げさせていただきました。その後どうなりましたでしょうか。ま

た今後どうなりますか、お伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 福祉避難所につきまして、私のほうからお答えいたします。

福祉避難所につきまして、一般的な避難生活で何らかの配慮が必要とされる高齢者、乳幼児並びに障害をお持ちの方々が避難する施設として、本町では昨年、社会福祉法人内灘町福祉会と協定を締結し、特別養護老人ホーム夕陽ヶ丘苑を福祉避難所に指定いたしております。

その後、町内での福祉施設や近隣市町での可能施設がないか、福祉避難所の指定に向けた検討をしておりました。

しかしながら、町内には障害者の入所施設がないことから、既存の児童デイサービスセンターや就労支援施設などの民間の通所施設において福祉避難所としての受け入れが可能かどうか、早急に協議してまいります。

また、福祉施設でなくても現指定避難所内で別室を確保することも一つの方法だと思います。

県では精神保健医療班を派遣するという制度がありますので、そこで活動していただくということも方法だと思っております。

地域防災計画見直しの中でその指定が加えられるように早急に民間福祉施設、そして県と協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 ぜひその方向で願います。

別室という方法もあるということで、確かにどこかに避難所を決めていただいてもすぐにはそこへ皆さんが行くことはできないわけで、近隣の公民館、学校、そういったところにお部屋があれば大変助かるかなと思いますけれども、また、一緒にそこに避難している人たちとの公平というか、そういうふうな問題も出てこないとも限りませんので、また当

事者の方たちともよく相談し合って決めていただきたいと思います。お願いします。

では次に、ことしのこの避難体験イベントに向けて、私は自分なりに発達障害や精神障害の人たちに、このような場合どういうふうに対応していけばいいのかということインターネットなどを使って事前学習をしてみました。そして、なかなか難しいことではあるけれども、ふだんから心がけていればまた乗り切っていけるものであるなということもわかりました。

保育所や学校関係者に向けては、この障害について理解を深め対応方法を学ぶための講座で保育士さんや小学校、中学校の先生などは学んでこられたと思いますけれども、災害時の非常時にどんな状況が発生する可能性があるか、どうパニックなどを起こしている方に対応すればいいか、またはそのパニックをできるだけ起こさないように対応していくにはどんな配慮が必要かなどについての学習は今までなかったのではないかと思います。

阪神・淡路大震災では障害のある人や女性への差別や暴力があったそうですが、東日本大震災でもまた同じことが繰り返されました。でも少なくともはなってきたり、そして問題も表面化するようになって公的に語られるようになり、私たちはこのようにして学んでいくことができるし、学びを通してよりよくしていくことができます。

そこで町にお尋ねします。発達障害や精神障害についての基礎から対応まで、災害時の視点で学ぶ学習会を開催し、防災の第一線で働く方たちから一般町民までが学んでいける場所を提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 北雅夫町民福祉部長。

〔町民福祉部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部長【北雅夫君】 ただいまの啓発、周知等について私のほうから。

発達障害や精神障害の方々の災害時におけ

る身体的、精神的な状態の変化やそのときの接し方、支援の仕方などを事前に学習しておくことは、議員ご指摘のとおり、大変重要なことであるというふうに認識しております。

来年4月に施行いたします障害者総合支援法におきましては、障害者や障害児に対する理解を深めるための研修、それから啓発事業が地域生活支援事業として位置づけられております。制度の上におきましても、障害者への総合的な支援体制への整備が進められているというところでございます。

町といたしましても、今後、障害に関する啓発事業等を通して、障害者の方が地域社会において健常者とともに互いに認め合い、助け合いながら生きる共生社会がさらに認知されますように、また社会的障壁がさらに取り除かれるよう、事業実施に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さて、ご質問の発達障害や精神障害についての基礎から対応まで、災害時の視点で学ぶ学習会等の開催の件につきましては、今ほど申し上げました、この検討しております研修、啓発事業を実施していく中で対応できるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 先ほど申し上げましたように、教育関係とか保育関係とか、そういったところでは割と認識が進んでいると思いますけれども、防災は5階かと思いますけれども、防災のほうでまたしっかりとよろしく願いいたしたいと思います。

きのう、余りにもタイミングよく北朝鮮のミサイル騒ぎが起きました。本当に、藤村官房長官ですか、何か言われた途端に飛んできて驚いたんですけども、戦争が好きな人たち、戦争でもうける人たち、そういう人たちの荒々しい足音が響いてくるようで、本当にこのままでいいのかという気が、午前中、

北川議員が中日新聞を引いてお話しされましたけれども、私も同じように思います。

「戦争というものは、じいさんが言い出して、おやじが決め、若者が死にに行かされるものだ」と言われております。現在の政治状況ではそこにつけ加えなければなりません。

「戦争は、じいさんが言い出して、おやじが決め、若者が死ぬために行かされる。とりわけ格差社会の中ではじき出された非正規の若者が死にに行かなければならない。そのための格差社会」とつけ加えたいと思います。

アメリカでは既に、家族の健康保険のために……。

○議長【夷藤満君】 水口さん、質問でしょうか、それは。質問でしょうか。

○11番【水口裕子君】 はい。

○議長【夷藤満君】 それは質問ですか。

○11番【水口裕子君】 意見です。

○議長【夷藤満君】 通告にないので、通告にないことはお控えください。

○11番【水口裕子君】 前振りやったらよろしいんでしょうか。

○議長【夷藤満君】 前振りでも、それは質問に入る段階でしたらそれで結構ですけど、今はもう質問は終わったんですか、そしたら。

○11番【水口裕子君】 はい、終わりました。

今までも後に話させていただきましたのできょうも話させていただきたいと思ったのですけれども、もしあれでしたらこれで一般質問は終わらせていただきます。

ぜひ戦争のない世の中に、このまま続けていってほしいという願いを込めて終わります。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時10分といたします。

午後2時54分休憩



午後3時10分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 議会会派社民クラブの清水でございます。

通告に基づいて一般質問を一問一答方式でさせていただきますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

まず最初の質問は、コンフォモール内灘についてでございます。

ご存じのとおり、コンフォモール内灘は2007年、大京が開発を進める複合商業施設として11月23日にオープンをいたしました。あれから5年が経過をいたしております。

ご存じのとおり、当初、この大京の開発計画は、1990年のバブル期に大京が石川県土地開発公社から砂丘地17万4,000平方メートルを約38億円で買収をし、900億円を投じてリゾートマンションやホテル、ショッピングセンターなどを開発をするという壮大な計画でございました。

しかし、バブル崩壊で計画は大幅な規模縮小を余儀なくされ、宅地分譲は始まったものの、商業施設開発のめどがつかないために、大京は自社開発を断念して土地を他の開発業者に賃貸する方針に切りかえるなどして、実に17年もの年月が経過する中で、現在の八十出町政によって、このコンフォモール内灘の商業施設開発というのが実現をしたものでございます。

2010年12月に、所有権が株式会社大京から他社に移っております。このこと一つを見ても、企業誘致というのは文字どおり「言うはやすく行うはかたし」というのが現実ではないかなというふうに考えるわけでございます。

コンフォモール内灘もオープンから5年がたち、この間、Cゾーンではクスリのアオキ

が2010年に撤退をして以降、専門学校や商業施設、企業など幾つかの誘致の動きについて議会に対して報告がありました。現在、その現状というのはどのようになっているのか、お聞かせをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員の一般質問でコンフォモール内灘についての現況についてというご質問にお答えしたいと思います。

コンフォモール内灘は、今ほどもお話ありましたように、平成19年11月にグランドオープンをし、Cゾーンにつきましてはクスリのアオキのみの出店であったために商業施設誘致に取り組んでまいったところでございますが、誘致に至らず、平成22年の9月にクスリのアオキが撤退をしていったところでございます。

クスリのアオキ撤退後も所有者と協力し積極的に誘致活動を行い、一昨年にはペット専門学校の計画も大きく新聞報道に取り沙汰されましたが、学校の集積ができずに平成23年7月には計画を白紙に戻したところでございます。現在は、旧アオキの建物は、平成23年10月から3年間の予定で貸し倉庫に活用されている状況でございます。

コンフォモールCゾーンでの企業誘致につきましては、今年度に入ってから各種事業者積極的に働きかけを行ってまいりました。最近では、商業施設ではありませんが、雇用者が1,000人規模のコールセンター誘致のお話ございました。石川県とともに誘致の働きかけを行いましたが、雇用者の確保が難しい、こんな理由で誘致に至らなかったところでございます。

また、現在も商業施設の誘致活動を行っている案件もございますが、交渉中の企業の意向によりまして現在は情報を公開できませんが、話が進めば議会にもお示しをしたいと思っております。

今後も引き続き、所有者、石川県と連携を密にしながら積極的に企業誘致活動を行ってまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 現状についてはなかなか相手があることですから難しいと、いろんなさまざまな状況があるというふうに思います。

しかし、問題は少し違うんですけれども、今、この議会の先日の全協の中でも、株式会社湯来楽から議会に対して、ほのぼの湯の代替施設として業務提携をしてほしいという、そんな陳情が既に出されています。

この問題の根本には、やっぱりコンフォモール内灘のにぎわい創出というのが欠かせないのではないか。すなわち、当初計画を推進して現在空き地となっているCゾーンの商業施設企業誘致が進むか進まないのかが、やっぱりほかの施設にも大きく関係をしてきますし、そういう意味では当初計画の推進に向けたCゾーンの今後の展望というのが非常に大事だというふうに思うわけでございます。

町長、今の答弁の中で幾つかだめになったことを企業誘致を挙げられましたけれども、今後の展望みたいなものがあるのなら、町としての考え、方向性をいただきたいというふうに思うんですけど。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員のCゾーンの今後の展望ということであります。

町といたしましても、現在の状況が続けば、今ほどもお話がありましたように、町のにぎわいが失われ、既存の商業施設にも影響が出てくるのではないかと危惧をしているところでございます。

今までの事業者との交渉の中では、白帆台、コンフォモールCゾーンともに、内灘町での

商業施設の誘致については、町が海に面していることなどから商圈人口が広がらないために難しいと言われているところがございます。

しかしながらご案内のとおり、平成25年の4月から能登有料道路の直線化、そして無料化や、平成27年3月までには白尾インターから大根布ジャンクションまでの間が4車線化になるという、ここ数年で交通アクセスが著しく向上するというところでございますので、町が一丸となって、誘致の条件や企業進出のための協力体制を整えてこれまで以上に努力していけば誘致の可能性はあると、このように思っておるところでございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今ほど展望があるということで答弁をいただきました。

企業誘致については、この間、インドIT企業の誘致やら、さらには北部地域でのアウトレットモールの誘致、さらには白帆台の用地への商業施設の誘致、そして現在は自然エネルギー促進に向けたメガソーラー企業の誘致、それとホテル企業の誘致が現在進められているわけであります。

今、どこの自治体でも北陸新幹線開業に向け、地域の商工業を初めとした活性化を課題として取り組みが進められています。言ってみれば、本当に自治体同士が競争をして、少しでもやっぱり地域、自治体のにぎわいをつくろうということでもちおこし、村おこしも含めてやっている状況でございますが、我が内灘町も他の自治体に、津幡やかほく市や金沢市、近隣の市や町におくれることなく、負けることなく商業施設、企業誘致を推進していかなければならないというふうに思うわけでございます。

八十出町長の決意をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの私の決意を述べよということであります。

今年度に入りまして、メガソーラー、ホテルのほか、白帆台、コンフォモールCゾーンの商業施設の誘致活動など積極的に誘致活動を行っているところでございます。

平成26年度末の北陸新幹線金沢開業まで残り時間は少なくなってまいりました。この千載一遇のチャンスを決して逃すことなく、これまで以上に強い決意を持って、土地利用計画に沿った町の活性化につながる企業誘致に全力を注いでまいりたいと、このように思っておるところでございます。そのためにも議会の皆様のご支援、ご協力をより一層お願いしたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 町民福祉の向上に向けて、やっぱりそれは町も議会も一体となって進めていかなければならないというふうに私は認識をいたしておりますし、ぜひとも他の自治体に負けないようなすばらしい内灘町というものを、活気ある、にぎわいのあるまちづくりをこれからも進めていっていただきたいというふうに要望をいたして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、子どもの権利条例についてでございます。2012年度の計画等についてお伺いをいたします。

内灘町子どもの権利条例、これは町制施行50周年のことし1月1日に施行されました。この条例は、町で育つ子供の健やかな成長を願い、子供の権利の保障のあり方や施策の進め方について定められています。全ての子供が幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的としたものであります。

条例は、これをつくるために内灘町子どもの権利条例検討委員会の皆さんが2年10カ月にもわたり検討を重ねて、子どもの権利アンケートやらパブリックコメント、意見交換、そして議会の議決を経て制定をされたものであります。

今後、これから内灘町の未来を担う子供たちの権利に関する諸施策を推進していかなければならないわけでありますけれども、苦勞してすばらしい条例をつくっても、「仏つくって魂入れず」ということになっては大変残念なことでございますし、そういう意味でもこの条例が生かされるようにこれから進めていっていただきたい、そんなことを含めて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、文教福祉常任委員会でも出ておりましたが改めてお聞きします。子ども権利条例の具体的な行動の計画はどのようにしていくのか、まずはお尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 清水議員の子どもの権利条例に関するお尋ねにお答えをいたします。

内灘町子どもの権利条例は、今ほどのご質問の中にもございましたが、平成21年の1月から子どもの権利条例検討委員会がその策定作業を開始いたしまして、平成23年12月議会で議決をいただき、町制施行50周年に当たる本年1月1日に施行されました。

本年度は、推進計画を策定するために、子どもの権利条例推進計画検討委員会が10月に組織されました。現在までに3回の委員会を開催いたしております。

この委員会で現在検討していただいている推進計画につきましては、この計画の基本理念、基本目標、基本施策を定めるものでございまして、今後は実際に活動していただく子ども会など各種団体あるいは学校や保育所、子育て支援センターなど行政機関が子どもの権利条例を推進していく上での指針となるものをつくっているわけでございます。

この指針に基づきまして、来年度からは各種団体等がおのこの実情に合った計画を策定し、子どもの権利条例の推進に努めてまいりたいと、そのように考えております。

例示的に具体的なことを申し上げれば、小学校の道徳教育に教材として用いることや、町子ども会連絡協議会の行事の中で子供の権利について学ぶ機会を設ける、そういったことも予定をいたしておるところでございます。以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 今ほど教育長のほうから答弁をいただきました。

私も文教福祉常任委員のメンバーでございまして、その中で計画が提出をされました。あえて本会議の中で質問させていただくのは、やっぱり計画そのものが出てくるのが遅いというのが一つございましたし、1月にできて予算がついたのが4月ですから、そういう意味では、やっぱり10月にその策定委員会が開催をされたというのが遅いという印象もございまして、そういう意味では、これから計画というのが会議の消化をして、言ってみれば機械的に動いていく危険性があるのではないかなど。

もちろん中身の問題もあるわけでございすけれども、子供たちが主体となるための、子供たちの声が届くには、例えば子ども会議が計画では1回というふうになっておるわけです。そのことで十分と言えるのかなというふうに思いますし、そんな機械的なことをやっていたら行政主導のいわゆる機械的な、形式的な運営になってしまうんじゃないか。むしろ、もっと会議を回数で縛る、まあまあそれは回数も要るかもしれませんが、柔軟に持っていく必要があるのではないかなどいうふうに思うわけですが、その点についての所見をお願いをしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 今ほどのご質問にお答えをいたします。

検討委員会が4月からできるはずがなぜ10月になった、遅いんじゃないかということで

ございます。

まずその点についてでございますけど、このほぼ3年近くにわたって条例検討委員会を主導してきたといえますか、その中心になって委員長役を務めてくださっていた、その先生を抜きにして実施計画を立てるといえるのは、かなり実施計画としては内容的に薄いものになる可能性があるということで、その先生にぜひともその計画段階でも中心になっていただきたいと、このように考えたわけございまして、その先生の仕事の都合上もありましてどうしても前半は就任できない状況であるということから、これはこの秋にスタートするような、そういうことが一つのおくれた理由の一つでございます。

しかし、この委員会は、学識経験者、公募による町民、それから各種団体を代表する方々あるいは関係する行政機関の職員と、そういった子供と深くかかわりを持つ委員の皆さんに委員会の委員をお引き受けいただきまして、この委員の皆様が非常に活発な議論が現在なされているところでございまして、清水議員ご指摘の行政主導で形式的な、そういった推進計画になるという懸念はないと、そのように考えております。

今後は、推進計画を策定する際にその意見を聞くことも条例で規定されております子どもの権利委員会と子ども会議、こういったものを開催した上で、その意見を踏まえて推進計画を取りまとめるということになっておるわけでございますけれども、これらの委員会等につきましても行政主導とならないように検討委員会の委員の皆様ともよく協議をしながら、各種会議の開催回数や検討の期間につきましても柔軟に対応し、よりよい推進計画が策定できるよう、そのように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 中身はそういうこと

であれば、むしろきちっとやっていってもらいたいというのが要望でございますけれども、柔軟というのは、この委員会が年度末になったから今年度でそれで終わりだよという形じゃなくて、策定委員会でいいものができなかったら年度をまたいででもやっていく、そんなことも含めて考えられているのかどうか、お願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

この推進計画につきましては、先ほども申し上げましたように、3年近くもの長い年月をかけてつくり上げた大変すばらしい条例を、その条例に規定する子供たちの社会を具現する、そういう大切な計画であると認識いたしております。

したがって、この推進計画は実効性のあるものでなければならぬと、そのように考えております。しかも、その実効性は行政主導でいう実効性ではなく、本当に子ども会であるとか、そういった民の組織の人たちも十分に主体的に行動するような、そういう計画でありたいと考えております。

柔軟性というのが年度を越える越えないということも今ほど言及されましたけれども、これもこの検討委員会の審議の中で、その年度を越えるか越えないか。できれば予算での物の考えは時間的に律していくという意味で会計年度の考えがございまして、そういった秩序もしっかりと守りながら、しかも実効性を求めた、そういう委員会審議を今後とも続けていきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも行政主体じゃなくて、町民、子供たちが主体となったものになっていくよう、実効性のあるものになっていくようお願いをしておきたいと思いま

す。

今ほど答弁にもございましたけれども、実効性のあるものにしていくためには、まずは大人はもちろんでございますけれども、子供たちへの条例の啓発というのが重要なポイントになるというふうに思います。条例ができたことも今住民の方たち、子供たち自身も理解をしていない、知らないというのが現状ではないかなというふうに思うわけです。

計画の中に啓発パンフレット作成ということで、これ全戸配布というふうになっておるわけでございますけれども、私は子供用のパンフレットというのが準備をされているのかどうかをお聞きしたいのと、むしろ子供向けのパンフレットというのが先にあるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのパンフレットの作成のあり方、子供用の作成と配布についてどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 清水議員の今ほどのパンフレットについてのご質問にお答えいたします。

本年度作成を予定している啓発パンフレットでございますけれども、これは一般の町民の方たちに、こういった条例が制定されました、中身はこういうものです、こういう社会をつくっていきたいと考えていますという内容のものでございまして、子どもの権利条例そのものをまず町民の方たちに知っていただくと、そういう目的のものでございます。

今ほどご質問がありました子供用のパンフレットでございますけれども、これは先ほど申し上げましたけれども、道徳の教材としても使えるようなもの、あるいは子ども会の会議とかで子ども会のリーダーの人たちが子供たちと一緒にそれを読んで理解できるようなものということになりますと、小学校教諭とかそういった専門家の協力といたしますか、

ノウハウがなかったらなかなかつくれないものでございます。これらにつきましては、平成25年度に作成を計画いたしているところでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 繰り返しになりますけれども、ぜひとも「仏つくって魂入れず」にならんように、実効性のある条例ができていますから実効性のある中身を伴った子どもの権利条例の行動計画をぜひともつくって、これから全体で進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

○3番【酒本昌博君】 議席番号3番、酒本昌博です。

平成24年第4回内灘町議会定例会におきまして一般質問の機会をいただき、通告に従い質問させていただきます。

また、本日、足元の悪い中を傍聴していただいている皆様には大変御礼を申し上げます。

それでは、いじめに関するアンケートということで、皆様、「スクールカースト」または「学校カースト」という言葉をご存じでしょうか。

現代の日本の学校空間において生徒の間に自然発生する人気の度合いをあらわす序列を、インドのカースト制度になぞらえた表現で、もともとアメリカでの同種の現象が発生しており、それが日本でも確認できるのではないかということから、インターネット上で「スクールカースト」という名称が定着しました。

教育評論家の森口氏が著書『いじめの構造』で紹介し、その後、教育や文芸批評の文脈で議論の対象とされるようになり、それに先立つ衆議院の青少年問題に関する特別委員会で参考人となった本田氏がこの言葉を紹介して

います。

一昔前のように加害者、被害者だけでなく、「スクールカースト」といった新たな用語でつくられた複雑化していく中で多く報道されるいじめ問題ですが、文部科学省では各都道府県の教育委員会を通じて調査を毎年実施するなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につながる解決のための学校や教育委員会による適切な対応を支援するなどのことからの取り組みを国として積極的に実施しています。

それでは質問に入りますが、内灘町では早期発見ということで、さきの9月議会で教育長より、ことし10月から毎月1日を「心の日」として町内全小中学校でアンケートを実施、対応していくという答弁をいただきました。取り組みがスタートして約2カ月たちますが、どのような成果が出ているのか、お示ください。

○議長【夷藤満君】 北川真由美学校教育課長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 いじめの問題についてお答えいたします。

全国的に大きな社会問題となっておりますいじめの対応につきまして、内灘町教育委員会では早期発見、早期対応が何よりも大切との認識から町を挙げて対策に取り組もうと、この10月から毎月1日に全小中学校で「心の日」のアンケートを実施し、いじめを早い段階で見つけるよう努めているところでございます。

このアンケートにつきまして、いじめに限らず児童生徒が現在困っていることを書く内容となっているため、勉強のこと、友達のこと、進路のことなどさまざまな悩み事を書いてくる児童がおります。このため、何か困っていることがあると書いた児童生徒の数ですが、これまでのところ、10月では小学校で9件、中学校で25件、11月には小学校で7件、

中学校で26件となっています。中学校の件数が多いように感じます。これは、困っていることとして勉強や進路のことに関する悩みを記入する生徒が多いためであると分析をしておるところでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 その内容、重要なことは特にこれを見ていると、今聞いていますと、勉強のこと、進路のことというのが一番多いと思うんですが、学校とまた役場と教育委員会というのはどのような対応をお考えなんでしょうか。一言お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川学校教育課長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 これまでのいじめなどの悩み相談に関しましては、主に担任教諭が1人で対応することが多かったのですが、現在、今後ですけれども、校長、教頭、生徒指導、学年主任、多くの人数で構成する対策チームというものを立ち上げまして複数人で情報共有しまして、いじめと判断されるものに関して、加害、被害あるいは周辺の多くの児童に詳しく状況を確認して解決に導く指導を行っているところです。さらに継続して毎週毎週状況を確認しながら、きちんと事がおさまるまでチーム全体で対応を続けていく体制をとっております。

また、学校だけで抱えるのではなく、教育委員会にも逐次報告することを義務づけておりまして、町の教育委員会で早期解決がこれは困難というふうに判断いたしましたら、石川県の教育委員会に専門アドバイザーの派遣を要請いたしまして、さらに踏み込んだ対応を図っているところでございます。

いじめというのは、単なる悪ふざけなのか、なかなか見分けをつけるのが難しいものでございますけれども、一つ一つの事案によってそれぞれ細かい対応をしながら、どんな小さなことでも見逃さないという強い気持ちで多

くの関係者がそれぞれの立場から真摯に取り組む体制を整えまして、早期解決につながるよう対策を行っているところでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 校長と生徒指導等細かく対応していくというお話でございますが、今後とも抜かりのないようにと申しますか、子供によってまた偏ったりするような指導がないように教育委員会としてもしっかり対応していただいて、今後の子供の成長を見守っていただくためによりしくお願いしたいと思えます。

それと、困っていることのうちでいじめだと判断されたものにはどのように対応しているかということと、アンケート等の実施によって、児童や教師など学校のほうには変化があったのでしょうか。その点をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川学校教育課長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 先ほども申しましたように、学校現場だけで抱えるのではなく、町全体の問題として迅速に対応を図ろうと今しているところでございます。

こういった「心の日」のアンケートを毎月実施するという取り組みですが、県内では今大変先進的な事例として注目を集めております。

こういったことを行うことによりまして、児童は小さなことでも自分の悩みを訴えやすくなっております。小学校低学年のうちから、してはいけないことという認識をしっかりと持つようになっていきます。中学校では生徒会がいじめ撲滅宣言というものをを出しております。また、教師のほうでも絶対に見逃さないんだという強い心を持って、より迅速に対応するようになっております。どんな悩みでも必ず聞いてもらえるという安心感が子供たちと教師の信頼感を生んでいるように今感じている

ところでございます。

今後も教育現場が一丸となって、迅速かつ正確に状況を把握し一人一人の心に寄り添ったきめ細やかな対応を進めながら、いじめ問題に対応していきたいと考えています。

いじめの防止や解決は、学校や教育委員会だけではなし得ることはございません。地域の皆様、保護者の皆様のご支援、ご協力があつてのこととでございます。今後もより一層のご支援を賜りますようお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 それぞれの立場から真摯に対応する体制を整えるということで、しっかり守っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

大雨時などによる内水氾濫についてということとでございます。

近年、日本はもとより世界各地で異常気象、大雨、異常高温などに見舞われております。気象庁では過去30年の気候に対して著しく変化を示した天候を異常気象と定義しているそうですが、余りにもその頻度が多いことから、その言葉も見直す必要があるのではないかと考えているくらいです。

2012年度の新語・流行語大賞のトップテンの中に「爆弾低気圧」という言葉が選ばれました。爆弾低気圧とは、中心気圧が24時間で爆発的に発達する温帯低気圧のことだそうです。この低気圧の影響で記録的な強風が吹き荒れ、全国各地でたびたび大きな被害をもたらしたことからそういう新語が生まれたのではないのでしょうか。

先月、12月6日の明け方から北日本の日本海側で大荒れの天候となり、各地で12月としては記録的な強風が吹き荒れ、爆弾低気圧で大荒れとなり、各地で被害が多発していると

報道されておりました。内灘町でも強風が吹き荒れ、街路樹や街灯、標識、看板等が倒れたと伺っております。

一方、大きな水害としてまだ記憶に新しいのですが、平成20年7月28日の朝、金沢市の山間部の突発的で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨により浅野川が氾濫し、湯涌温泉街とひがし茶屋街周辺が浸水被害を受けました。一時2万世帯、5万人に避難指示が出されました。これからも近年の異常気象をもたらすのではないかと考えられます。

そこで、内灘町での水害の状況について伺います。

1問目といたしまして、ことしに入って内灘町で水害があったのかをお伺いします。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 ただいまのご質問の、ことしに入って水害があったのかということについてお答えします。

ことしに入って、床上、床下浸水をするような被害はございませんでした。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 それでは、2問目といたしまして、人家への被害は議会としても聞いていませんが、道路が水につかり付近住民が不安になっているところがあるのではないのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 人家へは被害はないが、道路が水につかり付近住民がというご質問についてお答えします。

現在、町では向栗崎1丁目の漁業協同組合内灘支所の沿岸部、それから向栗崎2丁目アカシア雨水幹線の流末周辺、そして鶴ヶ丘1丁目の埋立田側の3カ所の地区において、高潮や大雨のとき道路冠水する箇所がございます。高潮等のときには注意深く監視を行い、必要な場合には状況に応じて対策を講じてお

ります。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 注意深く監視を行っているということですが、監視をしなくてもよいように早急な対応を望みますので、よろしく願いいたします。

それでは、第3問目の質問に移ります。

被害がないとおっしゃいますが、生活している住民は大変不安であります。町では現在、その3地区に対してどういう対応を行っておりますか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 ただいま申しました3地区、いずれも道路や宅地の標高で言いますと0.6メートルから0.8メートル程度と低い土地でございます。大野川や大野川に通じる都市排水路に面している場所で、いずれもそういった場所でございます。

大野川の平水位は標高0.6メートルという状況でございます。県の水防計画では、大野川の氾濫注意水位は0.8メートル、避難判断水位は1.1メートルと示されております。そして大野川水系河川整備計画では、計画高水位を1.5メートルと定めております。

そういったことから、向栗崎1丁目の漁業協同組合内灘支所の沿岸部につきましては、平成23年度から25年度にかけて県港湾改良事業としまして石川県が擁壁工事やかさ上げ工事を行っているところであります。

また、向栗崎2丁目のアカシア雨水幹線流末周辺地区につきましても、現在、矢板水路のかさ上げを行い対策を講じているところでございます。

鶴ヶ丘1丁目の埋立田側の地区につきましては、時間雨量5ミリ程度の雨ではポンプ排水で対応しております。それ以上の雨の場合は、吐出ゲートをあけ自然流下で対応している状況でございます。ただし、高潮などで水位が高い場合は排水がスムーズに行われず、

道路冠水するところがございませう。その数軒の方につきましては車の移動と、土のうの有無を聞き対応をしているところでございませう。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 今年度、何回そういうことがあり、土のうを積んだのか、お答えをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今年度につきましては、7月6日、11月13日、11月14日の3回に土のうを積んでおります。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 3回ということですが、大雨のときは、住んでいる住民は不安で夜も眠れないのではないのでしょうか。早急に根本的な対応が必要ではないか。町ではどのように考えていらっしゃるでしょうか、お答えをお願いします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 汚水や雨水などの公共下水道事業を進める場合には事業認可計画書を作成し、国から事業認可をいただいで進めているところでございませう。

今ほど言いましたこの鶴ヶ丘排水区につきましても雨水の排水計画を作成し、事業認可をいただいでいるところでございませう。認可計画書では、鶴ヶ丘排水区全体の雨水排水を処理する大規模なポンプ場を建設し、対策を講ずる計画となっております。

現在、町では、大規模なポンプ場を建設するのではなく、鶴ヶ丘排水区の見直しをし、もう少し小規模なポンプができないか、また宅地の高さや整合をとりながら道路をかさ上げできないかなど事業認可変更なども視野に入れながら検討をしているところでございませう。

いましばらく、関係機関と連携しながら、気象情報を注視しながら住民の安心・安全が

図れるよう対応してまいりたいと思ひますのでご理解願ひたいと思ひます。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 毎月といひますか、毎年毎月そういうようなことで住民たちが大変不安になっているのでありまして、今からまた積雪の時節になったりいたしますので、早急に対応のほうをお願いいたします。

また、町民の不安のないようによろしくお願ひいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長【夷藤満君】 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【夷藤満君】 本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明14日から19日までの6日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明14日から19日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る20日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後4時04分散会